

《論 文》

スウェーデン救貧連盟とその諸活動 (3)⁹⁵

Svenska Fattigvårdsförbundet and its Activities (3)

石 原 俊 時

要 約

スウェーデン救貧連盟は、1918年の救貧法改革の実現に貢献した有力な圧力団体として注目されてきた。また、その児童福祉に関わる活動も、スウェーデンの児童福祉の発展に重要な役割を果たしたことが知られている。しかし、このように活動の一部に関心が集中する一方で、そもそもこの団体が如何なる課題をもち、どのような活動を展開したのかを検討する作業は十分行われてこなかった。そこで、本稿では、担った課題や活動の展開を万遍なく把握することを通じて、この団体の全体像を明らかにし、それによりこの団体がスウェーデン福祉国家の形成に果たした歴史的役割を解明することを試みることにする。この第3部では、主に1918年の救貧法改正以前までを対象として、この団体が如何なる活動をどのように展開してきたかを検討した。

キーワード：スウェーデン、救貧法、スウェーデン救貧連盟、救貧制度、児童福祉、児童福祉行政、地方自治体

1. 問題の所在
2. 成立の背景
3. CSA救貧問題調査委員会から救貧連盟へ
 - 1) CSA救貧問題調査委員会
 - 2) 救済を受ける権利
 - 3) 地域における救貧行政の問題点 (以上 80巻1・2号)
 - 4) 国家・地方自治体・民間慈善団体
 - 5) 貧困予防策
 - 6) 子供と浮浪者—救貧受給者の周辺 (以上 81巻2号)
4. 活動の展開 (以上 本号)
5. 救貧連盟と救貧法改正
6. 救貧法改正後の展開
7. おわりに

4. 活動の展開

1) 救貧連盟の組織

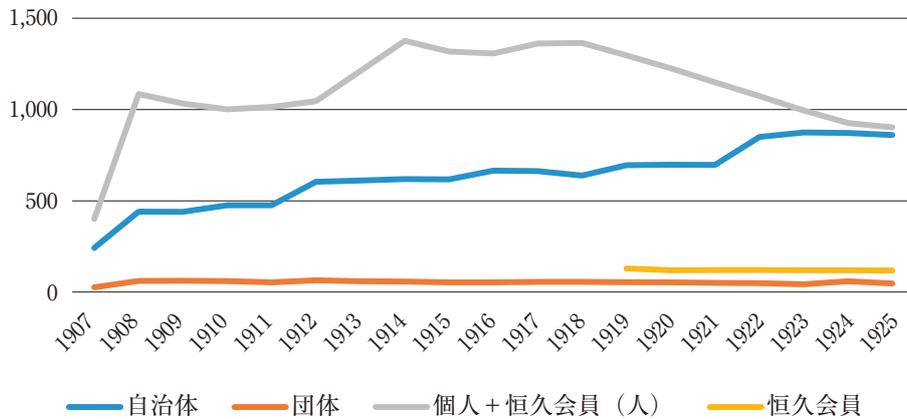
救貧会議の初日である10月5日、マルメー（Malmö）の救貧委員会の委員長であったステンクラ（A.O.Stenkula）はこの会議をきっかけとして救貧問題に取り組む恒常的な組織の設立を提案した。この提案を受け、救貧連盟の設立がすぐに全会一致で決議され、翌日には規約が採択されることとなる⁹⁶。団体の目的は、「救貧および慈善に従事する者が団結し、貧民支援活動の、時代にあった発展のために共同で活動すること」に置かれた。メンバーとなるには、年会費3クロネを納めることが条件であり、個人、団体、地方自治体（あるいはその救貧委員会）の資格でメンバーとなることができた⁹⁷。総会（ordinariemöte）が3年に1回開かれることとなった。しかし、その主な機能は理事を選ぶことや規約の改正であった。それに対し、理事会（styrelse）が最高議決機関として位置づけられた。理事会は30名（および同数の補欠）からなり、理事の任期は3年であった。理事は、各県から原則として1名（補欠も1名）選ばれたが、ストックホルムの場合は、6名（補欠6名）であった。しかし、理事会は年に1回しか開かれないので、5名からなる執行委員会（arbetsutskott）が日常的な組織運営を担った。執行委員会は、理事会が選任した。執行委員会の当初のメンバーの殆どは、CSAの救貧問題調査委員会から残留した者であった⁹⁸。理事長にはヴィデー、副理事長にはフォン・コックが選ばれた。そして11月8日に最初の執行委員会会議が開かれ、委員長にフォン・コックが就任することとなる（AU 8/11 1906, §1）。

ストックホルムにある本部には、後述するように、設立後まもなく、啓蒙事務所が置かれた。さらに活動の展開に応じて、それぞれ児童福祉や救貧職員問題など個別の領域を担当する様々な部会（avdelning）が設置された。部会は、独自の規約をもち、会計も独立しており、それぞれに運営委員会があって、救貧連盟に対し自立的で、下部組織であるとも見なせた（ÅB 1911, s.16）。また、これも後に見るように、救貧連盟から形式的にも独立した組織となる部会も出てくることとなる。なお、本部も部会も、CSAと同じ建物に所在した。

1907年初頭の時点で、メンバーとして個人400人、242の自治体（42都市、200農村コミュニティ）、20団体が参加した。1925年には、個人902名、860の自治体、47団体がメンバーであった。その時間的推移は、第1図に見るとおりである⁹⁹。メンバーの中では、自治体の数は一貫して漸増しているが、団体については1912年、個人については1914年がピークであり、両者とも1918年前後から減少傾向が見られる。ただし、部会はそれぞれの活動の中で独自にメンバーを獲得していったが、それはこのメンバー数に反映されていない。

このような1910年代半ば以降の加盟団体数や個人数の減少は、メンバーに占める地方自治体の比重の増加を意味した。他方では、加盟団体・個人のうちで、ストックホルムに所在・在住するものは、1909年の場合、62団体中12団体、1,033人中602人であり、1914年の場合、58団体中13団体、1,376人中488人、1919年の場合、54団体中14団体、1,297人中364人であった。このように、メンバーシップに占めるストックホルムの割合は一貫して大きなものであったもの

第1図 救貧連盟加入自治体・団体・個人数の動向
 [数値は各年度の年次活動報告書 (Årsberättelse) に基づく]



の、わずかながらも減少傾向にあった。それゆえ、全体としては全国組織の性格を強めていたと考えられる。それに関連して、1912年に救貧連盟の活動の地域的拠点として、全国の各都市に地域代表 (ombud) が置かれることとなったことが注目される。200人余り選ばれた地域代表の任務は、救貧連盟についての知識を地域の中で普及し、メンバーへの加入を促すこと。執行委員会からの問い合わせに応じて、情報を提供すること、後述する児童福祉事務所 (barnvårdsbyrå) によって仲介された里子を監視することなどに置かれた。このような地域代表は、地域に根差した形で活動を展開し、地域と中央の結びつきを強化する役割を期待されていた。そしてその活動を通じて各地域における組織的基盤が強化されることが目指された (AU 11/3 1912, §2)。CSAも全国各地の団体が参加したという意味では全国組織であったが、地域組織を持たなかった。後に述べる救貧コンサルタント活動なども考えると、地域に密着した活動を志向することにおいては、救貧連盟ほど顕著ではなかったと思われる。

とはいえ、当時の地方自治体 (救貧行政の単位) の数は2,500ほどで、すべての自治体 (あるいは救貧委員会) が加盟したわけではなく、加盟した自治体の分布に地域的偏りも存在した。第1表の1908年の加盟自治体の県別分布をみると、スカラボリイやエルヴスボリイ、ゴットランドといったスウェーデン中南部の県では、加盟自治体は自治体総数の10%にも満たないが、北部では概して高い加盟率を示している。1916年までに各地で加盟率が増加したが、なお地域的な加盟率の差は残っていた。

なお、具体的にどのような団体が加盟していたかについては、それを示す史料を国立文書館 (Riksarkivet) 所蔵の救貧連盟文書の中では見つけることができなかった。しかし、『救貧連盟時報』の記事からは、FVOやスターズミッション (Stockholms stadsmission) をはじめとするストックホルムの慈善団体、盲人の福祉向上組合 (Föreningen för blindas väl) などの障害者支援団体、ヴェネッシュボリイ貧民保護組合 (Vänersborgs förening för de fattigas vård) やフリーズベリイ児童及び老人の家 (Fridsbergs barnhem och åldershem) のような地方の慈善団体・児童福祉団体が加盟していたことがわかる。また、例えば、後に見るように、刑務所などからの出所者を支援する活動を展開する部会の設立過程を通じて、各地の出所者支援団体も加盟する

第1表 1908、1916年における県ごとの自治体加盟の状況
 （数値はそれぞれ年度の年次活動報告書に拠る）

県	1908年		1916年	
	自治体加盟数	全自治体に占める割合 (%)	自治体加盟数	全自治体に占める割合 (%)
ストックホルム (Stockholm) 市	1	100	1	100
ストックホルム	31	26.3	48	40.0
ウプサラ (Uppsala)	15	17.2	26	29.5
セーデルマンランド (Södermanland)	29	29.6	41	42.7
エステルイェートランド (Östergötland)	29	18.7	49	31.6
イェンシエーピング (Jönköping)	14	10.6	25	18.6
クロノベリイ (Kronoberg)	10	11.5	25	28.7
カルマル (Kalmar)	10	9.1	15	13.6
ゴットランド (Gotland)	2	9.2	5	5.3
ブレーキンイエ (Blekinge)	14	35.0	18	46.1
クリスチアンスタード (Kristianstad)	16	10.0	29	19.5
マルメーヒューズ (Malmöhus)	48	19.2	65	26.2
ハラント (Haland)	11	12.1	20	21.9
イェーテボリイ & ボヒューズ (Göteborg och Bohus)	10	10.7	13	13.9
エルヴスボリイ (Älvsborg)	20	8.9	27	11.9
スカラボリイ (Skaraborg)	6	2.2	14	5.2
ヴェルムランド (Värmland)	23	25	33	35.8
エーレブロー (Örebro)	21	34	27	42.0
ヴェストマンランド (Västmanland)	18	25.3	33	45.2
コッパルベリイ (Kopparberg)	23	45.1	31	59.6
イェブレボリイ (Gävleborg)	26	52	29	55.7
ヴェステルノルランド (Västernorrland)	23	34.3	32	47.7
イェムトランド (Jämtland)	25	41.7	35	58.1
ヴェステルボッテン (Västerbotten)	9	34.6	12	46.0
ノルボッテン (Norrbotten)	7	29.1	12	50.0

ようになった¹⁰⁰。他方で救貧連盟は、設立まもなくCSAに加盟した（Styrelse 29/1 1907, §15）のであり、1920年にスウェーデン・ランズティング連盟（Svenska landstingsförbundet）が結成されると、すぐにそのメンバーとなっている（AU 6/5 1920, §3）。さらに、加盟したのは国内の団体ばかりでなく、1910年に国際失業連盟が成立すると、翌年に救貧連盟はそれに加わった（AU 4/5 1911, §14）。このように、救貧連盟への加盟あるいは諸団体への救貧連盟の加盟を通じて、それらに所属している民間慈善団体や地方自治体の間にも網の目のような関係が形成された。

財政を見ると、収入は、メンバーからの会費、各種コースの参加費、国家・県・ランズティング・地方自治体議会からの援助、団体・個人からの寄付から成り立っていた。例えば、1914年度の会計報告を見ると、全収入28,751.45クローネのうち、国家からの補助（17,000クローネ）と年会費（9,856.57クローネ）が2大収入源であった。それに対し、支出は啓蒙事務所関係費（11,486.81クローネ）と救貧コンサルタント事業費（5,170クローネ）、児童福祉コンサルタント事業費（3,765.23クローネ）が最大の支出費目であった。ちなみにこの年度は、47.08クローネの損失が出ている（STTF 1915:2-3, s.111-112）。こうした組織本体の会計の他、遺言などによる寄付を受け、いくつかの基金が設けられていた。

団体の目的は、上記のように、「救貧および慈善に従事する者が団結し、貧民支援活動の、時代にあった発展のために共同で活動すること」にあったが、規約では、そのために、救貧や慈善に関して、自治体、諸団体、個人に情報やアドバイスを提供すること、ストックホルムや各地で会議・コンファレンスを開催すること、雑誌その他出版活動を展開すること、その他目的にかなった活動を行うことが定められた。第1回の執行委員会会議では、以下のような当面の活動プログラムが作成された（AU 8/11 1906, Bil.）。

- a. 機関誌の発行
- b. 啓蒙事務所の開設
- c. 救貧に関する講演・討論会・コースの企画
- d. 救貧・慈善に従事する者の人材養成
- e. 全国を対象とした会議、県を単位としたコンファレンスの開催
- f. 事典（upplysningsbok）の発行
- g. 各地の公的救貧と民間慈善の間であって双方を結びつける環（föreningslänk）となること。
- h. 救貧法の改革

この活動プログラム a から f がそれに当てはまることでわかるように、救貧連盟は、まずは、情報の収集・交換や啓蒙活動からその活動を開始しようとしていた。会議の開催、雑誌の発行、啓蒙事務所の活動などを通じて情報を集積し、メンバーやその他の福祉供給主体と相互にそれを交換することで、救貧問題の実態を把握してその認識を広く分かち持とうとしたのである。それが、さらなる活動を展開していく上での前提として位置づけられたと言えよう。加えて救貧問題の解決には、hに掲げられたような救貧法といった法制度を改革することが重要であるにしても、それだけでは不十分で、救貧会議での社会保険への関心やgの民間慈善との

協力に見るように、公的救貧制度を補完する様々な制度からなる多層的で分厚いセーフティネットを整備することや、dに見るように、救貧の担い手の主体的能力の向上も必要であると考えられたと思われる。以下では、設立してから救貧連盟がどのように活動を展開していったのかを、情報・啓蒙活動、救貧コンサルタント、救貧行政の支援、救貧職員の地位向上、児童福祉、施設出所者支援、立法および法改正のイニシャティヴに分けて見ていくこととする。

2) 情報・啓蒙活動

① 啓蒙事務所

国内外の情報を収集し、それらの情報やアドバイスを会員やそれ以外の者に提供する役割を持ったのが啓蒙事務所である。CSAの啓蒙事務所と同様に、組織における情報・啓蒙活動の中核を担った。活動プログラムbに基づき、1907年1月の理事会会議で設立が決まり、一部の活動は始められていたが、ようやく10月に事務所を開設し、本格的な活動を開始した。1907年には226件、1908年には922件、1909年には3,000件の問い合わせに応じ、情報・アドバイスを提供している¹⁰¹。その内容は、地方自治体の救貧組織の改革に関わる相談、救貧施設の設計や運営に関する相談やアドバイス供与、扶助籍権をめぐる争いなどの法律相談など様々であった。開設後まもなく、事務所スタッフとして、建築家、精神科医、法律家などの専門家が加わった¹⁰²。後に見るように、救貧コンサルタントや児童福祉コンサルタントの設置は、さらにこうした情報収集や交換・アドバイス提供の多チャンネル化をもたらしていく。

② 会議・コンファレンスの開催

情報・啓蒙活動としては、プログラムのeにあるような、会議・コンファレンスの開催も重要であった。全国から関係者が集まった大規模な救貧会議は、その後救貧連盟の主催の下で1915年と23年に開催されている。15年のものは、救貧法改正案が提出されたのを受けての会議であり、23年の会議は救貧法改正後の問題状況を把握することが目的であった。後述するように、救貧会議以外にも、児童福祉や社会保険といった特定の課題をめぐって全国規模の大規模な会議も開かれた。さらに、県レベルでの関係者を集めた会議も開催された。400人余りの参加者を集めた1907年のエステルイェートランド（Östergötland）県を対象としたノルシェーピング（Norrköping）のコンファレンスを皮切りに、救貧コンファレンス（fattigvårdsmöten）が年に数回開かれている¹⁰³。その他、救貧会議のように全国規模ではないが県よりも広い地域を対象とした会議も開催された。例えば、1910年11月にマルメー（Malmö）でスウェーデンの南部（SFFT 1910:6, s.248-54）、1911年12月にイエーテボリイでスウェーデンの西部を対象としたそれぞれ3日間にわたる会議（SFFT 1911:6, s.258-59）が開かれている。これらの会議・コンファレンスでは、選ばれた特定のトピックスをめぐり、情報や経験を相互に交換することが目的とされた。県あるいは地域の救貧（児童福祉）関係者が参加し、全国的に有名な専門家のほか、地元の救貧行政や慈善活動さらには児童福祉活動を代表する人物が講演し議論が行われた。こうした会議を、県や開催都市も積極的に支援し、県知事などが列席して開会の辞などを

述べている。開催にあたってそれらから補助金が交付されることが常であった。この他、プログラムのcにあるように、毎年のように、各地で短期の連続講演が企画・開催されていた。例えば、1907年には6月19日から22日にイエムランド（Jämtland）のテング（Täng）にある国民高等学校（folkhögskolan）で救貧コース（fattigvårdskurs）が開催された。農村での救貧問題への関心を喚起することが目的であり、70人が参加したという（SFFT 1908:1, s.27）。また、テーマ別に講師のリストを作成し、要請に応じて講師を派遣することも行っていた¹⁰⁴。

③ 出版活動

情報・啓蒙活動としては、出版活動も見逃せない。中でも、プログラムのaに掲げられた機関誌の発行が注目される。『救貧連盟時報』は、設立後すぐに準備が始められ、1907年に印刷部数3,000部で第1号が公刊された。編集を担ったのはフォン・コックであり、彼は当時CSAで『社会時報』の編集も手掛けていた。まもなく1910年より年6号・3,500部の発行となり、翌年には3,800部、12年に4,300部と順調に部数を伸ばした。しかし、それ以後、発行部数はほぼこの数字を前後する水準で落ち着いた¹⁰⁵。その内容は、救貧連盟の活動状況のみでなく、地方の様々な慈善団体の活動から欧米における注目すべき取り組みなど、内外の救貧・慈善あるいは児童福祉に関わる動向を紹介することが中心であった。また、救貧や社会問題における特定のトピックスに関する論文を、専門家・識者が寄稿した。特に社会保険や救貧法など社会政策に関する法案が出た場合など、多様な立場からの議論が取り上げられている。それゆえ、情報・知識・経験を交換するのみでなく、活発な議論の場としても機能したと見なせよう。

1910年には、特に都市で在宅救済に関わるボランティアなど救貧の現場に携わる者を対象とした『救貧従事者雑誌（Vårdarebladet）』の刊行が、年4号、1号原則として8頁の形で開始された。例えば、第1号では、救貧の任務について述べたアグダ・モンテリウスの講演や、都市の在宅救済のあり方を、旧来からの制度、ボランティア・システム、職員システム、混合システムに分けて紹介する記事、救貧の現場でのボランティアの活躍を促した先駆者としてステンクラのこれまでの事績を紹介した記事などが取り上げられている¹⁰⁶。このように、各地の救貧の状況や改革の実践例、慈善や救貧の分野で活躍している著名人の話題、コースや講演会などイベントの情報が提供され、救貧の現場での日常的な活動に資するとともに、相互交流の促進が図られた。1910年度には1,500部印刷されたが、ノルシェーピングの救貧委員会に280部、イエヴレ（Gävle）の救貧委員会に160部、イエンスェーピング（Jönköping）の救貧委員会に105部など各地の救貧委員会に配布されている（ÅB 1911, s.10）。この雑誌の発行部数は、1912年度に2,000部に達し、その水準で安定していたが、19年に3,000部に急増し、22年には3,500部に到達した。部数増加の背景には、17年の非嫡出子法（lagen om barn utom äktenskap）など、この時期に後述するような児童福祉立法の改正が相次いだことがあると思われる¹⁰⁷。

活動プログラムのfに掲げられた事典の刊行は、先に見たように、救貧会議でも議論されていたものである。1909年に救貧・慈善関係の諸施設のみならず、児童福祉関連施設も含めた便覧を作成することが提案され、本格的に準備が進められた（AU 22/10 1909, §16）。その結果、

1911年に『全国救貧・慈善施設便覧（Svenska fattigvårdsförbundets kalender）』を刊行することができた。以後、13年、19年、22年、25年に増補改訂が行われた。例えば、初版に比して大幅に増補された1913年版を見ると、スウェーデンの救貧制度の歩みや概要などを扱った部分と各地の施設を分類して紹介した部分の二つに分かれている。前半部分は、救貧制度のみでなく、障害者特に盲人に対するケア、疾病基金などの自助基金、公的な労働紹介制度、救貧施設や児童福祉施設の建設計画にあたっての留意点、救貧施設・児童施設での食事の提供をめぐる様々な問題点等について述べた論文からなる。後半部分では、地方自治体など公的な施設のみでなく民間の施設も扱われており、それらは、成人を対象とした施設、児童・少年を対象とした施設、心身障害者向け施設、受刑して釈放された者・アルコール中毒者などの保護・更生施設、県・国家の保護・更生施設、医療施設に分類されている¹⁰⁸。

1903年から15年までに120冊のパンフレットを発行したCSAに比せば少ないが、救貧連盟もパンフレットを不定期ながら発行した。年次活動報告書を見る限り、1926年までに20冊ほどが出版されている。

その他、出版活動として注目されるべきなのは、救貧会議をはじめ、全国レベルあるいは地域レベルの大規模な会議の議事録の刊行であろう。県レベルでの救貧コンファレンスでの議論の概要は『救貧連盟時報』で掲載された。それゆえ、会議やコンファレンス自体がこれまでの議論を集約し、それに基づき関係者が意見や経験を交換する機能をもっていたのであるが、議事録の出版を通じてより広く社会にそれらの議論を知らしめることにつながったと想像される。これらの会議やコンファレンスは、特定のトピックを扱っており、それらに対する問題状況の把握に加え、それに基づく対策の方針が示されていた。それゆえ、このようにして社会のより広い階層の議論を取り込み、それを集約して社会に改めて呈示することは、一層の世論喚起につながり、後述する圧力団体としての活動にとって不可欠であったと思われる。また、救貧法改正や児童福祉関係の新しい法律が成立すると、その解説書も出版された¹⁰⁹。これは、救貧行政や児童福祉行政の現場を支える者の新しい立法に対する理解を深め、スムーズな制度転換を実現することが目的であった。現場の活動を助けるという意味では、扶助籍権や扶養義務放棄など、救貧行政に関連した様々な訴訟の判例とその解説をまとめた冊子が、ほぼ定期的に出されたことも注目される。これは、『救貧連盟時報』に、啓蒙事務所に属する法律の専門家によるこうした判例やその解説が、ほぼ毎号のように掲載されていたのであるが、これらの記事をベースにしたものであった¹¹⁰。

④ 調 査

救貧連盟は、加盟団体等からの依頼を受け、様々な調査を行った。この活動も情報・啓蒙活動の中に数えられよう。例えば、1910年には、ヴェクショー（Växjö）の救貧委員会の依頼で、各地で救貧制度の枠組のなかで精神病患者がどのように扱われているのかが調査された。各地にアンケートが出され、施設収容前の対応、専用の施設の有無、専用施設のない場合に救貧施設で精神病患者はどのように扱われているかなどの状況が把握され、この面での改善案もまと

められた¹¹¹。1926年初めまでに、確認できるだけで、59の調査がなされている。調査結果の多くは、『救貧連盟時報』に掲載された。

例えば、救貧施設内での労働（1913年）、救貧施設での医療（1915年）など施設に関する調査と共に、地方自治体の救貧負担の実態（1909年）、救貧委員会における女性委員（1913年）、都市救貧行政における職員の採用（1916年）、救貧委員会と雇用者間の団体協約（1921年）、救貧施設で働く職員の賃金（1921年）、大量失業の救貧行政に与えた影響（1922年）などの救貧行政に関わる調査や、各地の乞食対策（1911年）、救貧受給者の清掃労働への動員（1914年）といった各地の独自の取り組みに関わる調査が多く行われている¹¹²。

この他、CSAの救貧問題調査委員会が、救貧会議を前にして全国の救貧委員会に対して行ったように、救貧連盟も1912年と18年に同様のアンケート調査を実施している。それらは、自治体の救貧費、受給者数とその内訳、救済内容、救貧行政の組織、救貧施設など各自治体の救貧行政の実態を把握しようとしたものであった。これらは、依頼を受けて実施したというよりも、救貧連盟が主体的に調査したものであることが推測される¹¹³。

⑤ 文書館・図書館と資料の収集

このように救貧連盟も、救貧問題調査委員会と同様に全国の救貧委員会を対象としたアンケート調査を行った。これらの調査結果に加え、さらに、後述するような救貧や児童福祉のコンサルタントの視察レポートや、各地の救貧行政の動向に関わる地方新聞の記事の切り抜きも合わせて文書館に保存され、自治体別のファイルに整理された。これにより、自治体ごとに救貧行政の展開を長期にわたってフォローしうるようなデータベースが形成されたのである。そのほか、救貧連盟は、国内のみならず海外の救貧行政や慈善活動についての文献や資料の収集も引き継いだ。その実態は、残された史料からは把握できないが、このような救貧連盟の図書館や文書館は、それに比して対象とする領域が限られていたため、分野によっては社会問題全般を対象としたCSAの社会図書館や文書館を凌駕する資料を擁するようになったことが想像される¹¹⁴。

⑥ 国際会議への代表派遣・北欧間の協力

かくして、組織内外の様々な福祉供給主体は、救貧連盟から直接情報やアドバイスを得るのみでなく、会議やコンファレンスへの参加、出版物の購読、文書館・図書館の利用などを通じて、知識や情報を獲得した。これに対して救貧連盟は、こうした組織や個人との間のネットワークを通じてのみならず、自ら文献や資料を収集し、調査を実施して知識や情報を集積した。このようなネットワークの広がりや、海外にも及んでいた。そしてそれを強化する活動として、国際会議への代表派遣や特に北欧諸国間の協力関係の推進などが注目される。例えば、1910年にコペンハーゲン¹¹⁵で、1914年にロンドンで開催された第5回及び第6回の国際救貧・慈善会議に代表を派遣している（ÅB 1914, s.16）。また、1911年にパリで開かれた国際児童福祉会議にも代表を派遣した（AU 4/5 1911, §9）。こうした国際交流の中でも、北欧諸国間の救貧・慈善関係者間の連携が注目される。1913年に救貧連盟のイニシャティヴでデンマークの慈

善活動家30名がストックホルムに招待され、救貧諸施設を訪問した (ÅB 1913, s.16-17). 翌年には、今度はスウェーデン側30人がコペンハーゲンに招待された。参加者には、救貧連盟のほか、ストックホルム市の救貧局、FVOなどの代表が選ばれた (ÅB 1914, S.15-16). こうした2国間の交流をさらに発展させようと、1915年には救貧連盟の主催でマルメーにて扶助活動の領域における北欧5か国間の協力会議 (Nordiska samarbete på hjälpverksamhetens område) が開催された。それにより、各国がそれぞれ1名の委員を選んで常設の委員会を設置し、互いの国の状況を知らしめ、知識や経験あるいは意見を交換しあうこととなった。そしてそのような委員会の下で、会議の開催、展示会の企画、諸施設等の見学、長期の研究に対する奨学金、年報の発行を実施していくことが構想された (AU 9/6 1915, §8, Bilaga). しかし、第一次世界大戦の進展により、こうした試みは継続できなくなった。戦前からのデンマークとの2国間の関係は細々と続けられたが (ÅB 1919, s.9), 5か国の代表を集めた大規模な会議は再度開かれず、委員会の活動も立ち消えとなったのである。それに代わり、1917年6月には、戦時の食糧問題や失業問題を対象として北欧各国における慈善団体間の協力の実現を目指した会議が、社会庁の長官となっていたグンナル・フスとフォン・コックの呼びかけでイエーテボリにて開かれた (ÅB 1917, s.15). 戦後は、1919年に、クリスチャニア (Kristiania オスローの旧名) で北欧諸国の救貧行政・慈善活動従事者間の協力を促進するための会議が、戦争犠牲者の支援を主要なテーマとして復活した (SFFT 1919:3-4, s.98). 翌年にもコペンハーゲンでこの会議が開催されたが (SFFT 1920:4, s.83), 戦後不況による経済情勢の悪化を理由として、その次の年に予定された会議の開催は中止された (AU 30/3 1922, §17). 1923年になってやっと、ストックホルムで会議は再開されたが、その後は継続的に活動が展開されることはなかった (ÅB 1923, s.10). このように第一次大戦後は、北欧諸国間の救貧や慈善に関わる協力は戦前のように順調には進展しなかった¹¹⁶.

3) 救貧コンサルタント活動

救貧会議や『政策方針』では、国家機関として救貧監督官および救貧指導員を設置し、各地方自治体の救貧行政の実態を把握しつつ、その改善を促すことが提起された。しかし当面、そうした国家機関が実現する見通しはなかった。そこで、救貧連盟が独自にこれに代わるものとして設けたのが、救貧コンサルタント (fattigvårdskonsulent) である。県知事の支援を得て、直接各地の救貧の現場を訪れ、状況を調査し、改善の提案を行うことを任務とした。自治体で行った調査については連盟の執行委員会にそれぞれの自治体別に報告書を提出することが義務づけられた。前述の活動プログラムには掲げられていなかったが、設立後まもなく救貧連盟の主要な活動の一つとなる。

1908年に執行委員会は、牧師ウーロフ・ベックストレーム (Olof Bäckström) を救貧コンサルタントに起用して3か月間試験的に導入し、成果を踏まえてこの役職を正式に設置することとなった。ベックストレームは、実際に地域の救貧行政に携わってきた人物であり、救貧行政の専門家として知られていた¹¹⁷。ベックストレームとの契約によれば、各地を訪問し、救貧の

状況（在宅救済，施設，児童福祉）を調査し，各自治体の取り組みを評価する。そのうえで，問題点を明確にし，必要があれば，国家，県，その他の主体の助力を得てその解決に取り組むことがその任務であった（AU 14/3 1908, §8 och Bilaga）。

調査は，地方自治体の救貧行政を監督する立場であった県知事の支援を得て行われた。それもあって，調査は県単位で行われた。救貧コンサルタントは，必ずしもすべての自治体ではないが，特定の県の自治体を一定期間の間に巡回したのである。調査予定地には，県より訪問が前もって通知された。そのために，訪問先では，自治体の全面的な協力が得られた。救貧委員会の委員長やその他の委員が救貧コンサルタントを出迎え，必要な情報を提供し，質問に答えると同時に，救貧施設を案内するのが通例であった。自治体の救貧委員会にとっても，この訪問は，かねてより抱いていた問題意識をコンサルタントにおつけるチャンスであった。それゆえ，コンサルタントの訪問は，制度や法律についての疑問点を解決し，救貧行政の問題点を明確にしてその改善に乗り出す契機となった。さらに，救貧をめぐる係争についても解決に向けてのアドバイスを得られたのである。それゆえ，訪問とは無関係に，自治体の救貧委員会が，救貧コンサルタントに手紙で問い合わせることも行われた。また，このような書面でのやりとりでは不十分な場合や何か特別な問題がある場合は，県単位で行われる訪問調査とは別に，調査が単発で実施された¹¹⁸。さらに救貧コンサルタントは，依頼されれば，現地に出向いて講演も行った¹¹⁹。

ベックストレームは，1908年にはブレーキング（Blekinge）とクリスチアンスタード（Kristianstad），翌年にはエステルイエートランドとイェンシェーピング（Jönköping）と各県を巡回し，1日に一つないし二つの自治体を集中的に調査した。彼だけでは活動が担えなくなってくると，11年には新たにウメオー（Umeå）の救貧施設の施設長であったノルグレン（A.W. Norgren）がコンサルタント助手となり，代わってこの活動の中心を担うようになった（AU 1/11 1911, §12）。フォン・コックやイェンシェーピングの初等学校監督官（folkskoleinspetör）であったヨハンソン（Robert Johansson）などもコンサルタントとして巡回調査を行っている。1913年の年次活動報告書によると，この年はこれら4人が訪問した自治体総数は428にもなったが，ノルグレンだけで250にのぼった（ÅB 1913, s.7）。ベックストレームは15年にコンサルタントを辞職することとなる（AU 1915/2/8 §2）。救貧連盟の25年史によると，救貧コンサルタントは，年に平均すれば200ほどの自治体を訪問し，第一次大戦中は物資の不足などもあって活動は停滞したが，活動開始10年を経てほぼ全国すべての自治体を一巡りした¹²⁰。

コンサルタントによる調査は，自治体ごとにレポートにまとめられた。そこでは，まず人口と救貧受給者数，ローテ制の有無，救貧委員会の人数と構成（自治体議会がそれに代替する場合はどの議員がどのようにその役割を果たしているのか），地域（distrikt）区分の有無，ボランティア制の導入の有無とボランティアの人数，在宅救済とその内訳，預け入れとその内訳，施設と収容人数，自治体の年間救貧支出といったように，その自治体の救貧行政が概観された。大概の自治体には特別な治療を施す専門施設はないので，精神病患者はどこに収容されているのか，などの情報も調べられた。また，児童福祉委員会の有無など児童福祉関連行政につ

いても、稀ではあるが報告されている。

レポートで最も詳しく記述されているのは、救貧施設の情報であった。もともとそれはどのような建物でいつ建築されたのか。収容可能人数は何人で、現在は何人収容されているのか。収容されている者全体の内訳（性別・年齢・障害の有無と種類・病気の有無と病名等）。建物の間取りや広さ。救貧農場の場合、耕作地の面積や作物の種類、家畜の数、牧草地の面積などの経営規模や作業内容。施設全般において、水道や暖房、換気、衛生状況といった居住環境。各部屋にどのように収容されているか（人数とその構成）、提供される食事・飲み物の回数や内容、収容者の着ている衣服、施設内での生活のルールといった収容者の生活状況。さらには、施設職員の内訳や雇用条件、その職務遂行の状況についても報告された。

救貧コンサルタントのレポートを読んで目につくのは、やはり個別化・専門化の視点である。先に触れたように、地方自治体には、救貧施設がない場合も存在するが、存在したとしても、様々な種類の貧民が一緒くたに入れられていることが多かった。例えば、「ある部屋には3人の若い男性（karlar）と1人の精神病の女性」が、もう一つの部屋には、「3人の老女（gummor）とせむしで、癩癩もちで、びっこの男」が詰め込まれていたのである¹²¹。また、先に言及したように、救貧施設を持っていない自治体もあり、持っていたとしても建物は老朽化し、設備が劣悪な場合も多かった。特に救貧小屋の状況はひどく、通常多様な貧民のみが収容され、そこに住んでケアをする者はいなかった。2部屋に6名の者が住み、そのうちの1部屋で82歳の老人が世をはかなんで首を吊るような事件も起きていた¹²²。救貧コンサルタントの訪問とそのレポートは、こうした問題状況を改めて浮き彫りにする意味があったと思われる。これらのレポートは、当時の救貧行政の状況を知るうえで貴重な史料であると言えよう。

また、救貧コンサルタントの眼差しは、貧民のみでなく、現場で実際に救貧を担う者、特に施設長（föreståndare）にも向けられた。彼らがきちんとした専門知識を持っている場合はほとんど存在せず、概して施設長とは名ばかりで、専門的な職業人としての体裁を整えてはいなかった。例えば、4人の老女と1人の子供が収容され、老女の1人が身動きの取れない他の者の世話をし、食事を作るために、月10クローネで雇用されているというケース¹²³や産婆が産婆業を営みつつ兼任として救貧施設で貧民の世話をするケース¹²⁴も存在した。レポートを見ると、現金としては年にして100クローネからせいぜい200クローネを与えられ、住み込みで働く者が多かった。部屋代は無料で、暖房用の薪など現物が与えられる場合もあるので一概に判断はできないが、所得としては決して高くはない方であると思われる¹²⁵。救貧行政の質を高めていくには、現場を担う救貧職員の能力を向上させ、その職業的地位を押し上げていく必要があった。

救貧コンサルタントは、このように各地を巡回し、それぞれの土地の救貧行政の問題点を把握し、レポートに作成した。さらに、救貧コンサルタントは改善点をまとめ、当該自治体や県知事に提案した。例えば、施設そのものの設置が要求される場合もあったが、多くは外壁の塗装など一部の改築の必要性が指摘された。また、ベッドなどの家具、収容者の衣服、食事の改善なども求められた。さらに、専門的な教育を受けた施設長を採用する必要性も指摘された。『救貧連盟時報』に掲載されたコンサルタント活動10年の歩みを振り返る記事によれば、この

ような提案は、すべてが受け入れられたわけではないが、確かに改善への動きを各地にもたらした（"Svenska fattigvårdsförbundets konsulentverksamhet i fattigvård. Några reflexioner på grund av erfarenheterna från konsulentresan inom Uppsala län", i: SFFT 1916:6, s.187-88.）。

加えて1912年には、救貧シスター（fattigvårdssystrar）の活動も開始された。コンサルタントと同様に、各地を巡回し、その土地の救貧行政の問題点を把握し、改善のためのアドバイスを与えることが任務であった。しかし、コンサルタントの調査は施設中心とならざるを得なかったのに対し、在宅救済・預け入れを主要な対象としていた。その点では、救貧コンサルタントの職務を補完するものであったと考えられる。この任務には、熟達した看護師が任命された。救貧や慈善活動のボランティアの多くが女性であったように、女性のほうが他人の家庭を直接訪問してそこに入りこんで生活状況を調べるのに抵抗が少なかったと思われる。こうした救貧シスターの活動の結果、病人、精神病患者、精神障害者など特別なケアを必要とする者を見つけだし、必要な措置を行いつつ施設に収容させることができた。医療の現場で長年培ってきた経験が活かしたのである。しかし、救貧シスターは、毎年巡回場所を変える救貧コンサルタントと異なり、特定の県での活動が意図されていた。つまり、原則として、毎年同じ県内を巡回した。1912年に最初に任用された救貧シスターは、イェンシェーピングを対象としていた。翌年にはコッパルベリイ（Kopparberg）、14年にはストックホルムと、それぞれの県を対象とする救貧シスターが任命された。しかし、結局、この制度の全国展開は実現せず、一部の地域にのみしか普及しなかった。なお、救貧シスターも、救貧コンサルタントと同様に、訪問した自治体別にレポートを作成している。

1916年の『救貧連盟時報』に、ストックホルム県の救貧シスターの活動についての記事が掲載されている。それによれば、農村においては専門施設のみでなく、専門的な知識を持つ者はおらず、慢性病患者や高齢者の介護には困難を伴っていた。これに対し、救貧シスターは、彼らのケアについての的確なアドバイスを行い、自宅や預け入れ先の家で特別な治療やケアが必要な病人や精神病患者、知的障害者を見出して施設に収容した。また、その活動は、救貧施設設立への気運を高め、120の救貧行政単位（地方自治体）のうち15に残っていたローテ制の廃止をももたらしたことが指摘されている。さらに、救貧施設も訪問し、そこでの照明や換気、衛生面での改善をもたらした。救貧施設共同の食糧購買（mathållning）システムの導入にも貢献したという（"Den kombinerade fattigvårdskonsulent- och fattigvårdssystemverksamheten i Stockholms län": SFFT 1916:6, s.181-83）。

このように、救貧コンサルタントや救貧シスターは、各地を巡回して救貧行政の改善に貢献した。救貧連盟の25年史によれば、巡回や各種問い合わせへの回答といった、その活動を通じて救貧連盟と各地の救貧委員会との間に緊密なコンタクトが形成されたことも大きな成果であった¹²⁶。なお、コンサルタントやシスターは各地を訪問して、その地域の救貧行政の実態を調査したが、それにより地域的多様性は一層明確となった。とはいえ、その活動を通じてもたらされた改善は、救貧受給者の個別の状況への対応（個人化・専門化）を進めると同時に、地域間格差を是正する方向に作用したものと考えられる。

4) 救貧行政の支援：施設設計・書式・会計

救貧連盟は、救貧コンサルタントとは別の側面でも、地域の救貧行政を援助していた。この項では、施設の建設に関わることと救貧行政の運営に関わることに分けて概観してみたい。

救貧連盟は、CSAの救貧問題調査委員会のアンケート調査などで、特に農村における施設不足が深刻であることを認識していた。実際、啓蒙事務所には、当初から救貧施設の建設についての問い合わせや相談が持ち込まれたように、この問題に関する各地の救貧委員会の関心も高かったと思われる（SFFT 1908:1, s.25-26）。そのため、設立間もない1907年1月に、小規模な救貧農場の設計コンテストが企画された。安価で機能的な救貧農場の設立の促進が目的であった（Styrelse 29/1 1907, §8）。11件の応募があり、入選作品はCSAの社会展示場で展示されることとなった（AU 27/8 1907, §3）。また、救貧連盟は、救貧問題調査委員会が収集した17の救貧施設および4病院の設計図を継承していたが、それを20の救貧委員会に貸し出している（SFFT 1908:1, s.26）。こうした設計図の貸し出しは、その後も行われ、メンバーは無料であるが、非メンバーに対しては設計図1枚当たり1クローネ〈1回につき最低5枚以上〉の代金を取っていた（AU 18/3 1909, §3）。

しかし、このような救貧施設関係の活動は、1909年より建築家シェルグレン（Theodor Kellgren 1880-1936）が雇用されることになったことでさらに発展することとなった（AU 24/5 1909, §8）。彼は、安価で実用的かつ機能的な救貧・児童福祉施設のモデル設計を行ったのである。例えば、1910年には、45-60人収容の救貧農場、10-12人収容の精神病患者の収容施設、10人収容の児童施設のモデル設計をしている。国の精神病ケアの監督官（inspektör för sinnessjukvården i riket）であるペトレン（Alfred Petré）の協力を得て、収容者やそれに対するケアを念頭に精神病患者の収容施設の設計も行われた。この年、モデル設計は43の救貧委員会や団体に貸し出されている。その後、こうした様々な施設のモデル設計が積み重ねられていく。各地では、モデル設計を参考にしつつ、それぞれの状況や要求に合わせて変更を加え、救貧施設が建設された。もちろん、シェルグレンは、各地の救貧委員会の問い合わせに応じ、建設に際してアドバイスを与えた。場合によっては、現地を訪れ直接指導した。このようなモデル設計以外にも、救貧委員会の依頼により施設の設計もしている。例えば、1910年には、ノルドマーリング（Nordmaling）、フッディング（Huddinge）、エスキルストーナ（Eskilstuna）の救貧施設の設計をしている。こうした救貧委員会とのやり取りや現場での経験は、さらにモデル設計に活かされることとなった¹²⁷。

救貧行政に関わることとしては、様々な行政文書の書式を作成し、発行したことも挙げられる。会計帳簿や収集すべき統計数値、種々の手続き書類、報告書類など、救貧行政にはどの自治体にも共通する一定の同型性が存在すると考えられた。それゆえ、それらについて共通の書式を作成することは、業務の簡便化・効率化につながると考えられたのである。救貧連盟は、早くも1907年8月の執行委員会で、ストックホルムの救貧監督官リンドブロムや救貧コンサルタントとなるベックストレームなど4人からなる委員会を選任し、この問題への取り組みを始めた（AU 26/8 1907, §1）。そして1909年には、会計帳簿などが発行されることとなり、全国の

救貧委員会にそれを通知している（AU 22/10 1909, §7）。

しかし、現実には各地の会計様式は、救貧行政の多様性を反映して一様ではなかった。各地の救貧委員会は、年次活動報告書で各々の観点から図表を作成していたのであり、統計数値についても中央統計局が収集しているもの以外では、比較可能な数値が乏しかった。それゆえ、各地の救貧行政における会計様式および統計調査の統一化は、想定した以上に困難な課題であった。1911年末に、執行委員会は、この問題を担当する委員会を選任した（AU 20/12 1911, §1）。イエーテボリイの救貧統括官（Fattigvårdsdirektör）で一時期CSAの執行委員も務めたアヴ・セーイェルスタッド（A. Hård af Segerstad）が作成した素案をたたき台として、1913年9月に方針をまとめた。それによれば、まず会計については、a) 施設救済、預け入れ、在宅救済の三つに区分すること、b) スタッフに関するコストと受給者に対するコストはできる限り区分することといった原則のほか、c) 各施設の会計についての費目区分、d) 救貧受給者の行った労働についての会計処理、e) ストックの扱い、f) 支出について（フローの費目と処理方法）、g) 本来の救貧に関わりないコストとその処理、h) 年次活動報告書に記載されるべき事項、i) 寄付（基金）などの扱い、といった事柄について方針がまとめられた。統計については、①いかに微々たる援助とはいえ、すべての受給者を報告すべきこと、②救貧施設の毎日のコストについては、病人、労働可能者およびその他の受給者に分けて提示すべきこと、③在宅救済の場合、恒常的な救済か一時的な救済かを区別すべきこと、④施設収容の会計における、資産、建物、空き地などの扱いをどうするかといった4項目について原則が提示され、年次活動報告書については、イ) 救貧組織（救貧の申請先、調査主体、援助・救済の供給主体、受給者の監督主体等の区分）と救貧委員会の構成、ロ) 5年分の人口数と受給者数、ハ) 県などの医療施設で医療を受けている者のコスト、ニ) 救貧施設の行政コストと収容日数、ホ) 救貧固有の支出を明確化、ヘ) 寄付や基金の情報といった6項目を扱うべきであるという方針が提示された¹²⁸。このようにして、全国の救貧行政を比較可能な形で把握できるようにし、相互に合理化・効率化を進めることを促進したと考えられる。また、全国の救貧行政の均質化も進んだものと想像される。この項で述べた諸活動は、救貧連盟が、活動プログラムで想定されていたように、地方自治体に対し、単に知識や経験を相互に媒介し、問い合わせなどに応じて有益な情報を与えるのみに留まらず、より一歩踏み込んだ形で支援を行うようになっていったことを示していると思われる。

5) 救貧職員の地位向上

救貧コンサルタントによる調査でも、救貧施設や児童福祉施設の職員（特に施設長）は良心的な人物である場合も存在したが、多くの場合、専門知識を欠いていたため、収容者に適切な居住環境やケアを提供できていなかった状況が明らかであった。また、彼らの労働環境は劣悪で、雇用条件も概して悪く、能力のある者が積極的に志願してなるような職業ではなかった。ひどければ年100クローネほどの薄給で、台所のような所で生活せねばならなかったのである。概して救貧施設は、アルコール中毒者や怠け者など道徳的に問題のある者が流れ着く所であ

り、世間から非衛生的で非人間的な環境にあると見られていた。そのため、救貧院では救済を求めてきた老人あるいは子連れ的女性が、救貧農場では作男や奉公人の口にあぶれた二十歳そこそこの男女が、職員（施設長）となる場合も少なくなかった。地域の救貧委員会も、救貧職員の資質よりも安上がりに雇うことを重視していたという¹²⁹。

それゆえ、救貧行政の本質的な改善には、現場を担う救貧職員の専門知識を養い、職業人としての資質を向上させることが何より必要と認識された。また、それが、救貧職員の社会的地位を向上させることにもつながると思われた。そこで開設されたのが、1908年10月に開始された、救貧施設および児童福祉施設の職員（施設長）養成のための半年間のコースである。コースリーダーをシャスティン・ヘッセルグレン¹³⁰が務めた。このコースには男10名・女12名が参加した。2学期制で、12月半ばまでの前期には、ストックホルムで理論（救貧制度や組織、法律、保健・衛生や医療、栄養学、簿記や施設運営など）と実践及び実習が行われ、3月末までの後期には、各地の施設で実習が実施された。22名中18名がコースを無事修了している（ÅB 1909, s.10）。

その後も毎年コースは開設され、順調に修了者を送り出した。3回目からコースリーダーは、シグネ・ローセンベリイに代わった¹³¹。また、当初は、応募に制限を設けなかったが、1910年の3回目よりは、救貧か児童福祉に従事した経験を持つことが条件となり、女性には家事や調理の基本的な能力が要求されるようになった。年齢も25歳までとなった（ÅB 1911, s.4）。1915年の第7回よりは、男性卒業者の就職見込みが減少したことを背景に女性のみを対象とするようになる（AU 12/5 1914, §7; AU 20/10 1914, §2）。1913年の第5回からは精神病ケアのカリキュラムも組み込まれ、実習に国立病院が協力した（AU 13/10 1913, §23）。

このようにコースの内容は次第に豊富となった。特にカリキュラムにおける理論の比重は増え、『救貧連盟時報』に掲載された開設10周年を記念した記事によれば、第1回のコースでは理論は17時間であったが、第10回では102時間に増え、形式も講義形式から問答を取り入れた形式に改められた。回数を重ねるごとに応募者も増大したが、毎回20名ほどしか採用されなかった。採用条件もそれに従い厳しくなったとされる。10回のコースで、185名（女145名・男40名）が修了した。女性145名のうち、救貧コースは102名、児童福祉コースは43名である。1919年1月現在、それぞれそのうち80名、27名が救貧および児童福祉関係の職に在職していた。男性40名の中では29名が在職し、そのうち2名は、この年の救貧法改正によって新たに設置された国家の救貧コンサルタントに就任していた（Rosenberg, Signe, "En återblick på förbundets tio utbildningskurser", i: SFFT 1919:1, s.8-10）。

救貧連盟は、この他、各地の救貧委員会の要請を受け、救貧施設や児童施設への職場の斡旋も行っていた。1909年よりこの活動は、コース修了者を優先的な対象として行われるようになった（AU 23/2 1909, §6）。年次活動報告書を見ると、1909年には49件の募集に対し49人の応募があって、31件の契約が成立した。その後、年次活動報告書に掲載された斡旋件数で見ると、1916年までは100件前後で推移していたが、その後増加し、1920年には191件に達した。その後は150から200件の間で増減を繰り返している。

一方、救貧連盟は、救貧施設や児童福祉施設で働く者の組織化を目指し、1910年に救貧職

員部会 (Avdelningen för fattigvårdsfunktionärer) を設立した。設立時に、ストックホルムで50人余り、地方で80人余りの救貧や児童福祉の現場で働く職員が加盟した。この部会の設立目的は、救貧職員の共通の利益を推進することに置かれた。具体的には、コースを組織し、見学旅行を企画し、コンファレンスを開催すると同時に、救貧職員の労働条件の改善を推し進めることとなった (SFFT 1910:3, s.127-28)。実際、この部会の設立を受け、救貧連盟は、職場の斡旋の際には、賃金・休暇等の雇用最低条件を設定し、書面での雇用契約を課すこととした¹³²。救貧連盟が、待遇改善の中でも特に重視したのは、救貧職員が年金を享受できるようにすることであった。既に部会設立以前から、救貧職員の年金制度についての調査委員会が選任されていたのであり (Styrelse 1908/2/6 §15)、救貧職員部会の規約にもその要求は掲げられた (AU1910/12/7 §12)。そして、その要求は政府に提出されることとなる¹³³。

コースの修了者には、女性には救貧連盟のエンブレムのついた銀のブローチ、男性には同様にエンブレムのついた襟留めが手渡された。在職中の修了者には、毎年クリスマスカードが送られた。コースリーダーは、機会を見つけては、各地の施設で働くOBを訪問した。県レベルでの救貧コンファレンスの際にはOBが交流する場が設けられた。このように、OBどうしのアイデンティティが強まる中で、1920年にコース修了者の団体 (Svenska fattigvårdsförbundets elevförening) が設立されることとなった¹³⁴。

救貧連盟は、このようにきちんとした知識・能力を身につけた職員を養成することにより、救貧職員の資質の改善及び社会的地位の向上に努めた。他方、既に職に就いている者の知識の増進や能力開発については、これまでも連続講演 (救貧コース) などを展開していた。会議やコンファレンスもその役割を果たしたものと見なされる。それらに加え、救貧連盟は、彼らを対象としてより体系的にその知識や能力の増進を目的とするコースを、1916年に開設した。期間は2週間ほどで、講義、討論、実技のデモンストレーション、施設見学からなり、50名が参加した (ÅB 1916, s.12-13)。しかし、第2回目として1918年11月に計画されたコースは、おりからの悪性のインフレもあって人が集まらず、中止されることとなる (AU 25/10 1918, §19)。

6) 児童福祉に関わる活動

① 児童福祉事務所

先に紹介した活動プログラムには、児童福祉に関わる活動は言及されていない。とはいえ、前節で見たように、CSAの救貧問題調査委員会は、この問題を重視し、児童福祉は、救貧とは異なる独自の観点を必要とすると認識していた。また、1902年に成立した児童保護法などの一連の法律によって整備された児童福祉制度は、なお多くの問題を抱えていると考えていた。それゆえ実際には、救貧連盟は、このような問題意識を引き継ぎ、児童福祉に関わる活動を設立後まもなく開始することとなる。

救貧連盟がまず取り組んだのは、児童福祉部会 (barnavårdsavdelningar) を設立することであった。1907年8月の執行委員会で設立が提案され、9月にはストックホルムと近郊のソルナ (Solna) に事務所が設けられることとなった (AU 26/8 1907, §9; AU 11/9 1907, §2, 3; AU 29/10

1907, §8). 1909年3月には、両者を統括する中央委員会が設置され、パウリ、フォン・コック、モンテリウスなどが委員に任命された (Styrelse 18/3 1909, §18).

児童福祉部会の規約によれば、その活動の目的は、養育に問題がある児童の救済および問題発生に対する予防、児童福祉と母親の保護を促進する一般的な方策の実践に置かれた。前者に関しては、先述したように、現行法に欠陥があるばかりでなく、児童福祉を扱う行政機関がバラバラで、それらによっても保護しえない児童が少なからず存在していたことが背景にあった。養育に問題があっても、里子養育法は7歳以下の里子のみが対象であり、児童保護法の対象は、1歳から15歳までのそれも精神的・道徳的に問題がある場合のみであった。それゆえ、肉体的な虐待を受けている児童や1歳以下の乳児は対象外なのであった。さらにそもそも問題があっても、それぞれの行政機関の資源が乏しいため、それを察知することは困難であった。そこで、事務所では、事務所長 (föreståndare) が地域のボランティア (連盟のメンバー) を動員して調査を行い、問題状況を把握することとなった。その上で、児童福祉委員会、里子委員会や救貧委員会といった行政機関とコンタクトを取りつつ、解決の道を探ることとなる。情報収集には、FVOの協力も得られた。しかし、現行法でカバーできない児童の場合、これらの行政機関との協力では対応できない。親の養育の改善を促しても効果がなければ、何とか親を説得して里子に出すか児童施設に入れるしかすべはなかった。この点、ボランティアによる家庭訪問は、問題の悪化を防ぐ手立てとも考えられた。ボランティアは、また、子供を家庭から引き離し、里子に出したり、施設に収容したりした場合、新たな環境での養育を監視する役割も任せられた¹³⁵。

児童福祉部会が特に重視したのは、未婚の母と子供の保護であった。先に見たように、父親が扶養義務を放棄することは多くみられ、しかもそれに対する罰則は厳しいものといえなかった。部会は、まずボランティアの助けを得つつ、父親を認定し扶養義務を確定する活動を行った。父親であることを承認しない場合は、支部は無料の弁護士を紹介し、裁判に訴えた。父親が確定しない場合、子供の法的な後見人の選定も行った。また、母親が一人で養っていくことできない場合、子供にふさわしい里親を探した。しかし、適当な里親探しには時間がかかり、一般に緊急に母子を救済しなければならないことが多かった。その場合、協力組織であるストックホルム・ミルクの滴協会や乳児の家協会 (Stiftelsen Småbarnshem) の施設に収容し、母子をとりあえず保護することとなった¹³⁶。

以上に見るように、この部会の設立の目的は、新しい援助活動を開始することではなく、法改正が当分は見込めない状況の中で、法律や制度の不備を補い、公的救貧、地域の児童福祉委員会、民間児童福祉団体の結節点となってそれぞれの活動を助けることで、既存の法的・制度的枠組の下で最大限児童の保護を実現することにあつた ("Svenska fattigvårdsförbundets barnavåldsafdelningar", i; SFFT 1907:4, S.205-06.). 1910年には、この児童福祉部会は、児童福祉事務所 (barnavårdsbyrå) と改名・改組されることとなる (AU1910/11/18 §2). こうした児童福祉事務所は、1910年にスンズヴァル (Sundsvall)、ヘルネーサンド (Härnösand) などにも設立されているように、その活動は、ストックホルム以外にも各地で展開していった (SFFT 1910:3, s.124).

② 児童福祉会議

先に見たように、1906年の救貧会議では児童福祉の問題は大きく取り上げられた。救貧連盟は、1909年の総会でも児童福祉をテーマに取り上げ、引き続き多数の関係者が参加して議論する機会を設けた（OM 4/11 1909, §5）。そして1911年3月28日から31日にわたって、救貧問題を扱う救貧会議に対し、児童福祉問題を扱う児童福祉会議を開催することになる（AU 17/5 1910, §2）。会場は、救貧会議と同様に、ブラシエホルメン教会であり、全国から児童福祉行政関係者を中心に600人以上の参加者が集まった。保守リンドマン政権の下で教育相であったリンドストレーム（P.E.Lindström）の開会の辞で会議は開始された。

それに続き、救貧連盟の理事長であるヴィデーンが、基調講演「公的児童福祉の諸方針」を行った。彼によれば、児童福祉の任務は、「肉体的・精神的に健全な市民を社会に提供すること」にあった。それに対し、現実には、行政の担当部局間に連携が欠如していること、何より親子（特に母子）がともに暮らすことが重要であるのにそのような家族の紐帯への配慮が不足していること、扶養義務放棄者に対する罰則が不十分であること、私生児の法的地位が不十分であること、救貧施設に収容されている子供の状況が悲惨であることなど、これまで救貧会議等で指摘されてきてきた様々な法的・制度的問題が山積みの状態であることを指摘した。それに対し、児童福祉行政を単一の機関が担い、その権限を強化していくとともに、国家、自治体、民間諸団体が相互に協力していく体制を整備していく必要性を訴えた¹³⁷。このように改善のための活動の方向性を定めた上で、会議ではこれに続き、以下のテーマで議論が進められることになる。すなわち、1) 里子、2) 乳児と母親、3) 健全な子供（預け入れか施設収容か）、4) 病気の子供、5) 正常ではない子供、6) 後見人の問題、7) 道徳的に養育に問題がある子供（立法と施設の問題）、8) 公的児童福祉と民間児童福祉の協力・社会と児童福祉、9) 家庭での養育への支援、10) 扶養義務放棄者の問題、11) 学童の労働、である。これらの議論の合間に、アメリカ、フランスなど海外の児童福祉の状況についての講演も行われた。

この会議での議論は、基本的には、CSA救貧問題調査委員会や救貧会議での議論の延長線上にあると考えられる。その概要については、行論との関係で必要と思われる限り、6節で改めて触れることとする。

③ 児童福祉コンサルタント

1912年に、児童福祉を対象とするコンサルタント活動が開始された。これは、前年に開催された児童福祉会議の成果の一つであった。各地に設立された児童福祉事務所は、地域的組織でそれぞれ運営委員会（styrelse）を持ち、救貧連盟に対して自立性が高かった。それに対し、それらを相互に結びつけて全国を対象とした活動が求められたのである¹³⁸。1911年にフォン・コックが作成した案によれば、各自治体やその児童福祉関係部局、民間団体を活動の対象とし、次の活動が考えられた。第一に、手紙や電話を通じてあるいは直接の訪問による情報・アドバイスの付与である。具体的には、児童福祉施設の設立、再組織や組織運営の改善、里子への預け入れや里親の下での養育状況の監督などの活動に協力することが考えられた。さら

に、要請があれば調査を実施するとされた。第二に、救貧コンサルタントのように巡回旅行を行うことである。第三に、児童福祉問題における資料や文献を収集すること、第四に年次報告書などを出版することであった。これらの活動を、各地の児童福祉事務所との連携の下に進めることが目指されたのである（AU 29/8 1911, §2）。

この計画に対し政府より3,000クローネの補助金を得たため、フォン・コックを中心に牧師ベルイェー（Carl Bergö）、初等学校教師ラッシュン（P.Gottfrid Larsson）、医学博士で児童福祉の分野でも活躍したユンデル（Isak Jundell）などによる準備委員会が結成され、12年に試験的に活動を開始した（ÅB1912, s.8）。その翌年には、ストックホルムの児童福祉事務所での活動に実績のあった牧師ラーシュ・バルクマン（Lars Barkman）が正式に児童福祉コンサルタントに就任することとなる（Styrelse 3/2 1913, §10）。

このようにコンサルタント活動と言いつつ、救貧コンサルタントの活動と比較すると、手紙や電話での情報やアドヴァイスの提供、調査、資料収取など幅広い情報・啓蒙活動を行う任務が与えられていた。実際、コンサルタント一人でこれらの活動が担われたわけではなく、活動全体を統括する委員会が設置され、その下に、数人のスタッフと共に児童福祉コンサルタントが所属していた。この委員会は、委員5名中3名は設置準備委員会と同じメンバーであり、委員長もフォン・コックが務めた（ÅB 1913, s.8-9）。後に述べるように、この委員会（Kommitterade för Fattigvårdsförbundets konsulentverksamhet）は、1917年に児童福祉常任委員会（barnvårdsutskott）と改名されて、救貧連盟における児童福祉に関わる活動を統括する組織となっていく（AU 23/10 1917, §8; BU 18/10 1917, §5）。

児童福祉コンサルタントの活動は、1916年にバルクマンが『救貧連盟時報』に書いた活動の紹介記事や1918年の年次報告書に概観されている。それらによると、自治体や民間団体よりアドヴァイスや情報提供を求められた事柄は、児童施設の設計・建設や、食堂の設備や食事のルールなど施設の運営方法をめぐる問題、現行法の解釈をめぐる法的な問題、里親の選定や監督に関する問題、肉体的あるいは精神的にダメージを受けた児童に対するケアに関わる問題というように様々であった（Barkman, L, "Barnvården och Svenska fattigvårdsförbundet", i: SFFT 1916:6, s.216; ÅB 1918, 12-13, s.9; BU 30/12 1912, §2, Bilaga）。ただし、1913年の年次活動報告書に50件の調査に関与したと記されている以外は、1年にどれだけの件数の問い合わせに応じていたかは不明である（ÅB 1913, s.8）。会議の開催については、例えば、1914年に、児童保護施設活動の団体（Föreningen för skyddshemsarbete）や精神薄弱児のケアのための団体（Föreningen för sinneslöa barns vård）とそれぞれ共催して会議を開催しているように他の団体との共催の形態が多かった（ÅB 1914, s.6）。しかし、後に見るように、1917年に婚外子法（lag om barn utom äktenskap）が制定されるが、この年にはこの立法をめぐってマルメー、ヴェクショー、イエーテボリイ、エーレブロー（Örebro）など各地で会議を単独で開催し、それぞれ200名程度の参加者を集めている（ÅB 1918, s.13）。先に述べたように、県レベルで開催される救貧コンファレンスは、必ずしも救貧問題のみを扱っていたわけではなく、児童福祉の問題もテーマとなり、各地の児童福祉関係者もそれに参加していた。しばしばそこで講師を務めたのが、児童福

社コンサルタントのバルクマンやその活動を統轄する委員会の委員であった。バルクマンは、各地で展開されていた連続講演、さらにはCSAが主催したセミナーなどでも児童福祉の専門家として講演し討論に参加した（ÅB 1918, s.13-14）。その他、彼は、1913年8月にハノーバーに始まり、順次ドイツ・スウェーデンの4都市で開催されたドイツ・スカンディナヴィア児童福祉会議に出席しているように、国際会議にも救貧連盟の児童福祉活動における代表者として参加している（ÅB 1913, s.8）。

巡回旅行に関していえば、バルクマンのコンサルタント就任以前の1912年には、ラッシュオンが60余りの自治体を訪問し（ÅB 1912, s.9）、翌年バルクマンが68自治体を訪問したと報告されている（ÅB 1913, s.9）。しかし、財政的理由もあって、救貧コンサルタントほど長期に広範な地域を訪れるということはなく、しばしば救貧コンサルタントと一緒に訪問が行われた（SFFT 1916:6, s.216-17）。一方、年次活動報告書や前述のバルクマンの記事には、資料や文献収集についての記述はなく、どのようにどれだけ収集が進展したのかはわからない。また、独自の年次報告書や機関誌の発行は実現しなかった（BU 20/9 1916, § 3）。委員会委員である医師ウンデルのパンフレット『乳幼児の食事とケア（Späda och äldre barns uppfödning och vård）』が1913年に出版され、16年までに4版18,000部販売されるベストセラーとなった（SFFT 1916:6, s.214）が、当初出版活動は概して低調であった。しかし、年次活動報告書を見ると、1917年の婚外子法の制定を契機として、それに関連したパンフレットが翌年には一挙に5冊刊行されている（ÅB 1918, s.15）。以後、1902年に成立した児童福祉諸立法の見直しが現実化し、24年の社会的児童福祉法（lagen om samhällets barnavård）の成立に至る過程で、出版活動は活発となっていく。

7) 出所者支援

救貧連盟の諸活動の中でも異彩を放つのが、刑務所・強制労働施設・児童保護施設などからの出所者を支援する活動である。先に見たように、CSAの救貧問題調査委員会の中では、特に浮浪者の問題において、なるべく多数の浮浪者が自立した生活を営めるようにするためには、浮浪者を様々なカテゴリーに分別しつつ個別かつ専門的に対応しなければならないし、そうして自立に導いた者の生活を軌道に乗せるためには、強制労働施設を出所した後にもサポートが必要であると議論されていた。救貧連盟が出所者支援の問題に取り組み始めたのは、1909年の末のこと（AU 10/12 1909, §6）で、翌年初めには、早くも部会設立を3月の理事会にかけることが決まった（AU 28/1 1910, §2）。

しかし、この部会設立の直接的なきっかけは、組織の外部で生じたものであった。そもそも刑罰は、監禁ではなく治療であるといった考え方や、犯罪を予防するために貧民の状況を改善する必要があるとか、刑務所の出所者を保護し更生させる必要があるといった考え方は、スウェーデンにおいては19世紀前半に、自由主義の勃興と共に広まった。皇太子オスカル（Oscar後のオスカル1世）は、自由主義体制批判派の後ろ盾でもあり、そうした出所者支援運動の旗頭でもあった。1840年代には、出所者支援や保護を目的とする自発的団体が叢生してくることとなる¹³⁹。

19世紀末葉になると、先述したように、国民的連帯の必要性が様々な脈絡の中で強調される

中で、社会問題は新たな様相を見せていた。出所者支援の運動も、救貧連盟の設立に至る救貧法改革の動きと並行して活発となっていた。貧困の予防と共に、貧民の自立化の必要性が声高に訴えられるようになったように、犯罪の予防と共に、犯罪者の更生の必要性が強く認識されてきたのである。彼らを最大限社会復帰させるためには、犯罪が生じた背景を考慮しつつ、犯罪者を浮浪者、アルコール患者、売春婦など様々なカテゴリーに区分し対応すべきだと主張されるようになる。そうすると、1902年の強制養育法は、その中で青少年というカテゴリーへの対応であったと考えられる。さらに活動の強化を促したのは、1906年に刑法の改正があり、比較的罪の軽い者に対して、仮釈放（villkorlig frigivning）と執行猶予（villkorlig straffdom）の規定が導入されたことであった¹⁴⁰。それゆえ、執行猶予となった者、仮釈放の形で社会に出てきた者を犯罪の誘惑から守り、しっかりと更生させることが新たな現実的な課題となったのである¹⁴¹。

そうした中で、出所者支援団体同士が互いに協力していく必要性が強く認識されるようになった。1907年にウプサラで行われた一般スウェーデン牧師協会（Allmänna svenska prästföreningen）の大会で出所者が社会において直面している困難が議題となった。それを受け、翌年2日間に及ぶ大規模な会議がストックホルムで開かれ、この問題に関心をもつ諸団体の代表が集まった。そこでは、出所者は社会の中で逆風にさらされており、このまま諸団体がバラバラに活動していると、彼らを守ることが到底できない状況であることが確認された。一つ一つの団体で出来ることは限られており、協力して出所者の自立を支援しなければならないのに、諸団体の中には、出所者に仕事を与えるのではなく、むやみに施しを与えて、かえって自立を妨げている状況も見受けられたのである。それゆえ、諸団体が団結し、社会の中で出所者に対する理解を広げていくとともに、出所者の自立を相互に協調して支援していかなければならないと議論された¹⁴²。

これらの団体のうち主要なものが救貧連盟のメンバーあるいはそれと密接な協力関係にあり、救貧連盟もこの動きを後押ししたため、こうした動きが救貧連盟の部会として支援活動部会「避難所」（avdelningen för räddningsarbete, Skyddsvärnet）を設立することにつながったわけである¹⁴³。その時に採択された規約によれば、この部会の目的は、「釈放された受刑者、執行猶予者、浮浪者、アルコール中毒者、売春婦と同様に支援を必要とする者に対する公共のあるいは民間の救済活動を促進すること」に置かれた（§ 1）。そのため、1）官民の協力を実現することを目指し、2）啓蒙活動を展開する。3）（メンバーは）それぞれ独立に、あるいは設置された「避難所」の県や地域の支部と協力して、犯罪防止に取り組み、仕事を提供し、上記のような困窮者に適切な援助を施し、仮釈放者などに対して監督・観察を行うこととされた（§ 2）。さらにストックホルムには、全体の活動を調整し支援する中央事務局が置かれることとなった（§ 3）。11人からなる中央委員会が、組織運営を行うが、その委員長は救貧連盟の理事長がなり、2名の委員も救貧連盟が選ぶ。残りの委員は、出所者支援中央連盟（Centralföreningen till stöd för frigivna）や一般スウェーデン牧師協会がそれぞれ2名、中央委員会の年次会議で4名を選ぶこととなった（§ 7）。この新たな部局「避難所」には、当初16の団体が加盟し、それらはすべて救貧連盟のメンバーとなった。加盟団体には、各地の

出所者支援団体の他に、一般スウェーデン牧師協会のような宗教団体、禁酒団体も含まれていたことが注目される（“Stadgar för Svenska Fattigvårdsförbundets afdelning för räddningsarbetet, Skyddsvärnet”, i: SFFT 1910:3, 122-24）。

かくして同年5月10日に中央事務所が救貧連盟と同じ建物（Lästmakaregatan 6）の中に開設された。1912年では、9月1日までに302人の者に仕事を紹介し、その他798件の援助を行った。援助は、情報の収集や経験の交換、必要な人員の確保などの点において、加盟団体の協力の下で行われた。例えば、アルコール中毒者に対しては、禁酒団体への加盟を勧める、医療機関を紹介する、自発的に専門施設への入所を促すなどとの対応がなされた。同年にはマルメー、14年にはイエーテボリにも同様の事務所が開設された。その後、全国に事務所は設立されていった。また、仮釈放の決定に必要な個人調査（personundersökning）や保護観察（övervakning）などの業務も行った。このような支援活動を通じて民間諸団体間の協力が進むと同時に、民間諸団体と公共機関（刑務所、裁判所、警察、病院、職業紹介所等）との連携も進展することとなった。1912年には、機関誌『避難所』も創刊された¹⁴⁴。

この「避難所」は、救貧連盟の部局として出発したが、その成り立ちからしても当初から自立性の高い存在であったことは想像できる。実際、活動が軌道に乗った1914年には、早くも避難所連盟（Föreningen Skyddsvärnet）として独立した団体になることとなった（AU 1914 3/24 § 4）。もちろん、その後も救貧連盟と緊密な関係を維持していた。例えば、1921年までは、中央事務所（本部）は救貧連盟と同じ建物にあり、救貧連盟の理事長ヴィデーンは、1927年までこの団体の理事長であった。また、独立後も引き続き、救貧連盟は中央委員会の委員を選んで派遣している¹⁴⁵。

8) 立法および制度改革のイニシャティヴ

救貧連盟は、これまでの研究史で注目されたように、CSAと共に様々な社会立法の成立に尽力したことが知られている。まず、そうした活動としては、政府に対する請願活動に言及すべきであろう。

例えば、救貧会議でも精神病患者のケアが制度的に立ち遅れている状況が指摘されていた。精神病の施設は圧倒的に不足し、多くの患者が救貧施設の中で他の多様な貧民と一緒に押し込められていたのである。救貧会議では、地方自治体の負担の軽減もあり、精神病患者のケアを救貧から分離し、原則として国とランスタイングが担う役割として位置づけていくべきだと主張された。その後、先に言及した1910年の調査や救貧コンサルタントによる各地での巡回は、農村の救貧施設に収容された精神病患者の悲惨な状況をより明白にした。確かに政府もこの問題の深刻さを認識し、精神病院の増設を1902年より検討していた。しかし、救貧連盟は、そこで目標として掲げられた増設の規模では、全く不十分であると見なした。それゆえ、1911年末に救貧連盟の執行委員会は政府に手紙を出し、さらなる精神病施設増設（4病院の新設）を求めた（AU 29/8 1911, §4）。加えて1914年には、救貧会議で定まった原則を再度確認し、精神病のケアを国とランスタイングの責任とすることを明確な政策方針とするよう政府に請願する

こととなる（AU 20/10 1914, §3; ”Svenska Fattigvårdsförbundets insats för vården om de sinnessjuka och sinnesslöa”, i: SFFT 1916:6, s.189-191）

また、先に見たように、扶養義務放棄者対策も、救貧問題調査委員会以来、重視されてきた問題であった。1910年にマルメーで開催されたスウェーデン南部を対象としたスコーネ救貧会議で、この問題についてベッターションが行った講演を契機とし、所得からの養育費の天引き、扶養義務放棄者の海外移住（移民となること）の禁止、扶養義務を負う者が救貧を受給した場合にその費用を労働施設で働いて弁済すべきことなど6点からなる政策プログラムをまとめた。さらに、フォン・コックの提案により、全国の自治体救貧委員会にこのプログラムへの同意を求めることとなる¹⁴⁶。こうして1,015の自治体救貧委員会の署名を得て扶養義務放棄者に対する処罰の厳格化を求める請願がなされた（ÅB 1911, s.14）。政府は、これを受けてこの問題について救貧法改正委員会と司法省の下にある立法委員会で検討することを決定した。

さらに救貧会議等において見られたように、アルコール中毒者に対する関心も高かった。貧困に陥る大きな要因として飲酒があると考えられたのである。1910年には、飲酒と救貧の関係に関しての調査が行われた。翌年にイエーテボリイで開催されたスウェーデン西部を対象とした救貧会議では、ヴィデーグがアルコール中毒者の専門施設へ強制収容するための立法制定の必要を訴えた。会議はその提案を全面的に支持し、それを都市や市場町を中心に各地に送った。78市・15市場町・65の農村コミュニティに加え、14出所者支援団体などの支持を得て、1912年に国王や司法省に請願が行われた（ÅB 1912, s.15-16）。これは、1913年のアルコール中毒者法（Alkoholistlagen）の成立につながることとなる。

請願活動は、地方自治体や自発的団体との協力関係を通じて進められた。そして、どのような問題についてこのような活動を展開するかについても、そのような協力関係を通じて得た福祉の現場からの要望や情報に基づいていたと想像される。コンサルタント活動もそのような情報のチャンネルとして位置づけられよう。また、請願活動は、機関誌での記事や論説の掲載や会議やコンファレンスの開催と連動していたことが注目される。機関誌でこれらのテーマは幾度となく取り上げられ、会議でも議題となったのである。このように、請願活動は福祉の現場で形成された認識を背景に行われ、さらに、その活動の展開により、そのような認識を社会のより広い範囲に浸透させたのではないかと想像される。

他方、先に見たように、1906年の救貧会議開催を契機として、1907年に政府によって選任された救貧法改正委員会では、委員6名のうち委員長を含む4人を救貧連盟の主要メンバーが占めた。この委員会は、救貧法のほか、児童福祉諸立法、浮浪者法の改正も担当することとなる。また、この委員会は、1918年の救貧法改正のみならず、1913年に成立したアルコール中毒者法も準備した。加えて、後に見るように、その活動は、1924年の新たな包括的な児童福祉法の成立につながることとなった。救貧連盟のメンバーや関係者には、自由主義政党や保守主義政党の有力者も少なからずいたことも留意すべきであろう。救貧連盟の請願活動は、こうした政府の救貧法改正委員会や議会での影響力の行使と、活動の展開とともに進展した社会的合意の形成とがあいまって諸立法の成立をもたらしたものと考えられる¹⁴⁷。救貧連盟が1918年の救

貧法改正、24年の包括的な児童立法の成立に関連して如何なる活動を行い、どのように影響を及ぼしたのかについては、それぞれ第5節と第6節において見ることにする。

以上のように、救貧連盟は、活動プログラムに見るように、救貧法改正を目指しつつも、設立当初は情報・啓蒙活動を中心に活動することが意図されていた。しかしその活動は、まもなく単に情報や知識を集積し媒介することのみではなく、救貧コンサルタントの活動あるいは施設設計や行政文書の書式作成などにも見るように、地域の救貧当局の求めに応じて、救貧行政の諸領域の改善をより直接的に支援し、その合理化・効率化を推進することにも及ぶようになる。これらは、地域相互の連携を促して地域間格差を是正することにもつながったと考えられる。他方、既に活動プログラムに掲載されていた救貧職員を養成する活動も積極的に推進され、その社会的地位向上に貢献していった。

すでに前節で見たように、救貧連盟が成立した背景には、CSA救貧問題調査委員会や救貧会議で示された強烈な問題意識の存在があったことは疑いない。現行の救貧法をはじめとする法体系を根本的に改め、救貧制度を基礎とした社会保障体制の構築が到達すべき目標となったのである。しかし、制度のみが成立したとしても、それは不十分であった。施設の拡充が必要であり、救貧行政の運営方式も合理化・効率化していかなければならなかった。そして何より制度を担う人材の育成も急務であったのである。このように現行制度の抜本的な改善は、救貧行政のハードの部分のみではなく、ソフトの部分を含んだ全面的な改革を必要とした。このような認識が、情報・啓蒙活動を通じて救貧行政の現場の状況を知るにつれ深まっていったものと推察される。

また、救貧法などの改正や新たな公的諸制度の導入が目指されたとはいえ、すぐに実現できるものではなかった。それゆえ、例えば、救貧コンサルタントは、救貧会議で提起された、政府による救貧監督官・救貧指導者の設置の見通しのない中で、当面それに代替するものとして設けられたものであったとも言える。児童福祉事務所も、自治体や自発的諸団体と協力しつつ、自治体の児童福祉行政の欠陥や人的・物的資源の不足を補い、1902年の児童諸立法がカバーしていない児童やそれでは保護が不十分な児童（未婚の母と私生児）を対象として、その保護・救済を行おうとした。これらの活動は、そのような社会保障体制の構築を展望しつつも、自発的諸団体や自治体の協力の下で現行諸制度の枠組の中でもその欠陥を克服しようとした努力を反映している。他方、前節で見たように、救貧連盟にとって構築されるべき社会保障体制も、自発的諸団体を排除したものではなく、国家、地方自治体、自発的諸団体の相互協力の下に成立するものであったことを確認しておく。

こうした諸活動の中でも特に注目すべきなのは、児童福祉に関わる活動である。救貧連盟は、各地での児童福祉事務所の設立、児童福祉会議の開催、児童福祉コンサルタントなど、児童福祉に関する活動を積極的に展開してきた。このような状況を受け、児童福祉コンサルタントが設置された1912年に、救貧連盟の規約改正がなされた。具体的には、救貧連盟の設立の目的が「救貧および慈善に従事する者が団結し、貧民支援活動の、時代にあった発展のために共同で活動すること」から「公的及び民間の救貧ならびに児童福祉 (barnavård) に従事する者が

団結し、支援活動及び養育活動 (uppfostringsarbete) の、時代に合った発展のために共同で活動すること」に修正された。すなわち、児童福祉は、救貧連盟にとって救貧と並ぶ重要性をもつ課題と位置づけられたのである (OM1912/12/11 §4)。救貧連盟は、児童福祉関係の活動の比重が増すに従い、救貧と児童福祉という二つの問題への対応を中心として活動を展開していく楕円構造を持つ組織としての性格を持つようになったと言えよう。救貧会議などでは、児童福祉の問題は救貧問題と区別して検討すべき独自の問題であることが強調されたのであったが、設立された救貧連盟の中でさらに事態は進展したのである。そこで、以下第5節では1918年の救貧法改正までの時期を中心に救貧問題に関わる活動の展開を、第6節では児童福祉に関わる活動を中心に救貧法改正後の動向に焦点を当てて1925年の救貧連盟の改組に至る過程を見ていくこととする。

Abstract

Svenska fattigvårdsförbundet is known as the influential pressure group which had played an important role in establishment of new poor law of 1918. Its activities for child welfare has also attracted attention because of its remarkable contribution to the development of child welfare in Sweden. But man has not sufficiently scrutinized for which purposes this organization was established or how and what kind of activities this organization had developed. In this article we try to grasp whole aspect of this organization through examining the problems this organization took and the activities that unfolded. In that way we want to elucidate which role Svenska fattigvårdsförbundet had played in the formation of the Swedish welfare state. In this part of this article we grasp what kind of activities this organization had unfolded mainly before enactment of new poor law.

Keywords: Sweden, Poor Law, Svenska Fattigvårdsförbundet, Poor-relief Administration, Child Welfare Administration, Local Government

- 95) 本誌『経済学論集』の電子ジャーナル化に伴い、文献リストをつけることの義務化など投稿規定が変更された。それゆえ、本稿(2)以後は本稿(1)の参考文献の表記法を改め、末尾に添えた文献リストに基づき、著者と発行年からなるハーバード方式を採用することとした。ただし、頻繁に引用する文書館史料などについては略号を用いることとする。詳細は、末尾の文献リストを参照していただきたい。
- 96) Kongressen, s.192-94, 244-46. ステンクラは、1841年生まれで、74年以来初等学校監督官を務め、マルメーにおける女性中等教育機関の草分けであるステンクラ学校を創設した妹のマリア (Maria) と共に、マルメーにおける学校教育の発展に大きな貢献をなした。他方で、救貧行政にも関与し、長年救貧委員会の委員長として活躍した。1902年にはマルメーの救貧行政改革の方針を、ドイツ、イギリス、スイス、デンマーク、ノルウェーといった国の諸制度を参照しつつ提案した。そこでは、「個人化 (individualisering)」を一つのキーワードとして、職員システムとボランティア・システム双方の利点を兼ね備えた混合システムの構築を目指すべきと主張している。Stenkula 1902. 彼が救貧連盟でも活躍することは、後述の通りである。ステンクラについては、例えば、"Vårdarkallets främjare, I", i: *Vårdarebladet*, 1910:1を参照。

- 97) 1910年には恒久会員 (ständig ledamotskap) も設けられた。会費50クローネを納めれば、永続的にメンバーシップを認められる制度である。AU 28/1 1910, §4. 年次活動報告書 (Årsberättelser) によれば、1914年に15名存在した。1917年には95名となった。しかし、1919年まではそれ以外に記載がなく、それ以後は120名前後であった。
- 98) 発足時の執行委員会のメンバーは、フォン・コック、リンドブロム、ペッターション、パウリそしてベックマン (Ernst Beckman 1850-1924) であった (Styrelse 6/10 1906, §4)。CSAの救貧問題調査委員会にベックマンが加わった形となる。ベックマンは、アフトンブラーデット (Aftonbladet) 紙の編集主幹を務めるなどジャーナリストとしても活躍をしたが、同時にセーデルテリエ (Södertälje) の市議会議員を皮切りに早くから政治活動を展開し、1886年に国会第二院議員に当選すると、その後、30年間国政の中心にいた。1902年に国会での自由統一党を院外で支える政治組織である自由主義者全国連盟 (Frisinnade landsföreningen) が成立すると、1914年までその会長 (党首に当たる) を務めた。社会問題や禁酒問題に積極的に取り組み、CSAの初代会長 (ordförande) も務めている。同時期の社会自由主義を代表する政治家と見なされている。Lindblad 2002.
- 99) 第1図においては、会員と恒久会員を資料から判明する限り区別しているが、本文中では区別せず、一括して会員として扱っている。
- 100) とはいえ、前述のように、部会のメンバーは救貧連盟のメンバーに数えられなかったのであり、直接救貧連盟に加盟したのは一部であった。しかし、部会の会費収入の一部は救貧連盟に納められた (Styrelse 30/3 1911, §9)。
- 101) 数字は、年次活動報告書 (ÅB) による。
- 102) 医師であり、ストックホルム市の精神医療の主任監察官 (överinspektör) であったペトレン (Alfred Petré), 陪席判事 (assessor) リンドステット (Gustaf Lindstedt), 建築家シエルグレン (Theodor Kellgren) などである。Svenska fattigvårdsförbundet 1913, s.8-9.
- 103) ちなみに、年次活動報告書によれば、その後1916年の設立10年までに、県レベルのコンファレンスは以下の都市で開催されている。1908年 ストックホルム、リンシェーピング (Linköping), ヘルネーサンド (Härnösand); 1909年 イェンシェーピング (Jönköping); 1910年 シェーピング (Köping), ヴィスビー (Visby); 1911年 イェーテボリイ (Göteborg), スンズヴァル (Sundsvall), 1912年 ヴェクショー (Växjö), キルナ (Kiruna), イェヴレ (Gävle), ファールン (Falun); 1913年 クリスタンスタード (Kristianstad), カールスクローナ (Karlskrona), エーレブロー (Örebro); 1914年 ボーロース (Borås); 1916年 ニューシェーピング (Nyköping), ウメオー (Umeå)。
- 104) Hirsch 1931, s.322.
- 105) SFFT 1908:1, s.28; ÅB 1911, s.10; ÅB 1912, s.12. この1910年にアクセル・ヒルシュ (Axel Hirsch 1879-1967) も共同で編集を担うこととなる。彼は、技師であり実業家であり、またFVOやCSAでも活躍した慈善運動家として知られるオスカル・ヒルシュ (Oscar Hirsch 1847-1931) の息子であった。ウプサラ大学の学生時代から民衆教育運動に従事したが、次第に慈善運動や救貧改革運動に力点を移していった。後に見るように、フォン・コックが1910年代末から国家の救貧監督官に就任して救貧連盟の活動の第一線から離れると、それに代わり救貧連盟の中樞を長年担うようになる。ヒルシュの評伝に、Wästberg 2002がある。
- 106) *Vårdarebladet*, Nr.1, 1910. 社会事業従事者の専門職化の過程を、スウェーデンとアメリカの間で比較しつつ論じたウツラ・ペッターションの以下の書物は、CSAの活動は挙げているものの、何故か救貧連盟の活動に言及していない。彼女は、アメリカの慈善運動は公的権力に対する懐疑が強く、それに対してスウェーデンのCSAに代表される慈善運動は親国家的で、問題を法制化によって、あるいは官僚制的な解決を求めたとしている。このことがスウェーデンにおける社会事業従事者の専門職化の遅れをもたらした要因とされる。Pettersson 2001, s.23-26, 57-62. 後に述べる救貧あるいは児童施設の職員養成などを含めると、スウェーデンにおける福祉従事者の専門職化

- の過程において救貧連盟の存在は無視しえないと考える。また、この節で見ることとなる救貧連盟の諸活動からもわかるように、法制化による解決を求めたスウェーデンの慈善運動 (CSA や救貧連盟) の指導者が、現場の活動から遊離した存在であったとの評価は一面的であると思われる。
- 107) 実際、後にも述べるように、この雑誌の扱う内容は、次第に児童福祉の比重を高め、1921年からは明確に児童福祉を対象とする雑誌となり、雑誌名に「児童及び青少年福祉のための機関誌 [Organ för barnavård och ungdomsvård]」の副題が付くこととなった。
- 108) 同じく1911年にFVOがハンドブックを公刊している。 *FVOs Handbok* 1911. これは3部からなっていた。第1部は新たにボランティアとして働くものへの指針として、モンテリウスが救済活動の実態とノウハウを述べた部分、第2部は1871年救貧法などの社会立法やストックホルムの救貧制度を解説した部分、第3部はストックホルムの救貧・慈善あるいはそれに関連した施設もしくは団体を10のカテゴリーに分類して紹介した部分である。第1部を除けば、構成はほぼ救貧連盟の便覧に対応する。ちなみにこのモンテリウスによる第1部は、翌年に救貧連盟刊行のパンフレットの1冊として独立に出版された。 Montelius 1912.
- 109) 例えば、1918年の救貧法改正に伴い、高等裁判所判事リンデッシュによって、救貧委員会の管轄業務の変更への対応を一つの目的として、関連法を含めての条文とそれに対する解説を加えた書物が出版されている。 Linders 1918.
- 110) この行政裁判所での判例とその解説をまとめた冊子 (*Fattigvårdsmål-referat:mål avgjorda i kammarrätten*) は、実は高等行政裁判所判事パルムグレン (Herman Palmgren) などの手によって、既に救貧連盟設立以前の1904年から出版されていた。救貧連盟は、この事業を引き継いだわけである。『救貧連盟時報』では、1907年の創刊号より「行政裁判所からの救貧をめぐる裁判事例報告 (Fattigvårdsmål från kammarrätten)」という記事が、先に見たように、救貧会議でも活躍した高裁行政裁判所判事ヘルンマルクなどにより連載された。この冊子は、1924年までに10冊刊行されている。
- 111) Nr.1, 1910, Nov., Fattigvårdens sinnessjukvård, i: Svenska socialförbundets arkiv, F2a:1.
- 112) 上記 (注111) のように、救貧連盟による調査の資料は、国立文書館の Svenska socialförbundet (救貧連盟の後身) s arkiv, F2a:1に収められている。
- 113) これらのアンケート調査について、執行委員会などの議事録や年次活動報告書での言及はないが、次の注で述べるように、回答されたアンケート用紙が文書資料の中で自治体別に分類されて残っている。
- 114) 国立文書館所蔵の救貧連盟文書 (F1) は、救貧連盟文書館で保存された資料を受け継ぎいたものである。これらアンケート調査、救貧コンサルタントの報告書、新聞の切り抜きが、アルファベット順に農村 (F1a) と都市及び自治体 (F1b) に区分されたうえで、自治体別に整理されて保管されている。以下、参照文献中のF1a, F1bは、このように分類された文書であることを示す。救貧連盟の文書館については、"Förbundets arkiv", i: SFFT 1915:2-3, s.105.
- 115) 既に1908年からコペンハーゲンでの国際救貧会議への代表派遣が検討され、準備されていた。 AU 30/1 1908, § 15; Styrelse 5/2 1908, § 16). 会議への参加に際し、以下のような英文で救貧連盟の活動を概観した50頁ほどの小冊子を作成し、配布することとなった。 *Swedish poor law and charities* 1910.
- 116) これに対し、児童福祉の分野では、1920年に「児童および青少年の保護に関する北欧諸国間の団結 (Nordisk sammanslutning för barn-och ungdomsskydd)」という団体が形成されたように、むしろ第一次大戦後に北欧諸国間の協力が進展したように思われる。救貧連盟は、この団体のスウェーデン支部 (Svensk sektion) となった。 (SFFT 1920:6, s.155)
- 117) ベックストレームは、1862年生まれで、1893年よりウップランド (Uppland) 県の農村 (Hätuna) に牧師として赴任した。翌年には地元の救貧委員会のメンバーとなり、その翌年には委員長となった。スウェーデン国内のみならずフィンランドにも救貧行政の状況を見てまわり、見聞を広めた。救貧農場についての著作でも知られる。 Bäckström 1907. コンサルタント就任以前にも、救貧連盟主催のコースなどで講師を務めていた。 SFFT 1908:1, s.30-32.

- 118) 例えば、1910年4月20日にダーゲンス・ニューヘーテル (Dagens Nyheter) 紙に、ハラント県ゲッテイング (Gettinge) の貧民院 (fattighus) についての記事が掲載された。それによると、70か80代の老婆が誰の助けも借りずに、食事の世話と洗濯・掃除を行っていた。そのため、汚さと臭さは筆舌に尽くしがたいほどであった。台所は同時に死体の処理にも使われていた。また、老人も病人も区別なく収容され、より身動きできる者が他の者の面倒を見るような状態であった。この記事を受けて、同年8月19日にコンサルタントが訪問したが、その時には、1860年に建設された貧民院の建物は全面的に改装され、内部のケアも大きく改善されていたことが報告されている。Folkskollärare J.Wetterstrands konsulentresa i södra Halland år 1910, i: F1A:12.525, Gettinge (Halland)。このように、救貧施設での収容者に対する非人道的な処遇は社会的に問題にされ、各地の新聞でもしばしば取り上げられており、救貧コンサルタントは現地に実態を確認しに行くことも多かった。
- 119) 救貧コンサルタントの活動内容については、特に1909年の総会に伴って行われた、ベックストレームとフォン・コックによる講演とアクセル・ヒルシュによる『救貧連盟時報』での紹介に詳しい。OM 1909/11/4 §7,5, "Förbundets konsulentverksamhet. Anföranden af kyrkoherde OI.Bäckström och redaktör G.H.von Kock", i: SFFT 1910:1-2, s.68-74; Hirsch, Axel, "Från Svenska Fattigvårdsförbundets arbetsfält. Konsulentverksamheten i fattigvård", i: SFFT 1916:6, s.192-99.
- 120) Hirsch 1931, s.324-25.
- 121) Redaktör G.H.von Kochs resa 1913, i: F1a:12.514, Gamleby (Kalmar)。
- 122) A.W.Norrngrens resa 1914-15 (Besökt den 26 jan.1915), i: F1a:7.306, Dillnäs (Södermanland)。特に悲惨なのが精神病患者の収容状況である。例えば、1.5メートル四方の部屋にボロボロの衣装のまま押し込められ、周辺にも悪臭が漏れるような劣悪な環境で生活を余儀なくされていたケースが存在した。「(そうした状況の中で) 彼は人間よりも何らかの動物のようであり、ひつじのようになっていた。」A.W.Norrngrens resa 1916 (den 17 maj), i: F1a:50.2345, Östra Torså (Kronoberg)。
- 123) Folkskollärare J.Wetterstrands konsulentresa i södra Halland år 1910, i: F1a:1,13, Alfshög (Halland)。
- 124) A.W.Norrngrens resa. Besökt den 3 juni 1914, i: F1a:33,2013, Vänge (Uppsala)。
- 125) 1913年の主要工業部門の男子労働者の平均年収は1,241クローネで、女子労働者は631クローネ (例えば、女子労働者の多い繊維産業で見ると、男子労働者は1,114クローネに対し、女子労働者は642クローネ) であった。Bagge 1933, pp.248-49. 農業労働者の場合、現金での平均年収は、男子317クローネ、女子203クローネであった。Svennilson 1935, pp.114. 現金収入で見ると、せいぜい農業労働者並みの水準であったと見なせよう。
- 126) Hirsch 1931, s.325.
- 127) ÅB 1911, s.9-10. 建築家の活動については、特に "Arkitektverksamheten", i: SFFT 1916:6, s.200-203を見よ。
- 128) AU 1/9 1913, §10; Ellburg, J.C., "Om åstadkommandet av enhetlighet i fattigvårdsstatistik och fattigvårdsräkenskap", i: SFFT 1916:6, s.266-72.
- 129) "Svensk fattigvård. IX .Fattighusen", i: SFFT 1908:3, s.105-08; "Svensk fattigvård. IX .Fattiggårdar", i: SFFT 1909:4, s.193
- 130) ヘッセルグレン (Kerstin Hesselgren 1872-1962) は、 Upsalaなどで看護師や料理の教師 (skolkökslärarinne) となるための教育を受けた後、ロンドンで衛生監督官 (sanitary inspektor) となるための教育を修了した。1906年にストックホルムの住宅監督官 (bostadsinspektor), 1909年に同じくストックホルムに学校調理監督官 (skolköksinspektris) に就任した後、1912年に女性初の職業監督官 (yrkesinspektris) となった。その一方で、1907年にはCSAの執行委員になっている。その後、1922年に女性初の国会第二院議員となり、自由主義の政治家として活躍する。政治活動への参加は、女性参政権運動で名をはせていた、同じくCSAの執行委員であったエミリア・ブルーメー (Emilia Bloomé) の影響を受けたことが大きかったと言われている。ヘッセルグレンについては、Lindblad 2002; Carlson 2007, Kap.4を参照。

- 131) ローセンベリイ (Signe Rosenberg 1874-1945) は、学者の家に生まれ、若くして社会事業に参加した。特に貧民を対象とした労働施設 (arbetsstugor) や刑務所などからの出所者支援事業などに取り組み、ストックホルムのアドルフ・フレドリック (Adolf Fredrik) 教区の救貧委員会の委員就任を振り出しとして救貧行政にも積極的に関わった。1908年より救貧連盟に入会し、救貧職員養成コースの活動でヘッセルグレンを支えた。1911年にコースリーダーの職に就くと、36年までその職を担い続けた。ローセンベリイについては、"Signe Rosenbergs död", i: *Tidskrift för barnavård och ungdomsskydd* 1945:6, s.211を参照。
- 132) AU1910/12/7 §12. この時期に、雇用条件で求められた具体的な内容は不明である。救貧連盟25年史では、1930年頃の条件として、家具付き住居、最低年800クローネの賃金と就職して3、6、10年後の昇給、休暇等が挙げられている。Hirsch 1931, s.318. 女子農業労働者の年収は、1913年を100とすると1928年では141であった。Svennilson 1935, pp.321. 注122の賃金の数字を用いると、300クローネほどであったと見積もられる。確かに農業労働者の賃金は農業不況で1920年以後下がっており、工業での賃金水準との差は広がっていた。とはいえ、救貧職員の職業としてのステータスは、賃金水準が農業労働者並みだと見なされ得た1910年頃に比して、相対的に上昇していたのではないかと推測される。
- 133) ÅB 1912, s.16. 1919年に福祉諸施設の女性施設長の年金支給法案が国会で可決され (AU 1/10 1919, §16), 1926年には、それ以外の施設職員についても年金の対象が拡大されることとなる。*Meddelanden*, nr.21, 1926, s.1-8.
- 134) AU 1/10 1919, §12; AU 5/2 1920, §14; ÅB 1920, s.6-7.
- 135) Barnavårdsbyrå/Berättelse 1908-1909, s.1-12. スtockホルム児童福祉事務所の年次活動報告書は、ストックホルム市文書館 (Stockholms stadsarkiv) 所蔵の「ストックホルム子供と家庭組合文書」(Föreningen Barn och Hem i Stockholms arkiv, B1:1) に収められている。
- 136) Barnavårdsbyrå/Berättelse 1910, s.4-11. スtockホルム児童福祉支部は、当初スタッフ1名でFVOの中央事務所の部屋の一つの机から活動が開始された。2年後にスタッフは男女1名となり、自前の事務所を持つようになった。その後スタッフは増加し、1917年には8名となっている。また、この開設後10年の間に、里親を600-650件仲介し、約500人の子供を児童施設に、6,700人の母親を母子収容施設に送っている。Barnavårdsbyrå/Berättelse 1907-1917, s.7, 15. なお、養育に問題がある児童と私生児の保護が、この児童福祉支部の主要な活動対象となったことについては、Tiselius 1945, s.114を参照。
- 137) *Förhandlingar* 1911, s.5-26.
- 138) *Förhandlingar* 1911, s.387.
- 139) *En social och human historia* 2010, s.20-21, 22-23.
- 140) 仮釈放は、2年以上の受刑期間が3分の2終わった者が対象で、1年以上が仮釈放の期間となった(1§)。執行猶予の対象となったのは、強制労働3ヶ月以内、拘禁刑であると6ヶ月以内の判決を受けた者で、過去10年犯罪行為をしていない者が対象となった(1§)。この二つの法律の法文テキストは、SFS 1906:51を参照。
- 141) *En social och human historia* 2010, s.26. 仮釈放の間は秩序だった (ordentlig) 生活を義務づけられ、特別の監視 (tillsyn) の下に置かれた(2§)。それを守らぬ際は、再度刑に戻る事となる(3§)。監視にあたる者は、地域の警察官 (polismästare) や徴税官 (länsman) か、さもなければ、任に当たるのに適当な者とされた(8§)。出所者支援団体は、もちろん最後のカテゴリーとなる。
- 142) *En social och human historia* 2010, s.32; Wirén 1911, s.3-5.
- 143) Styrelse 11/3 1910, §7. 1908年の会議で選任された設立準備委員会 (utskott) には、ペッターションやパウリがいた。Wirén 1911, s.5.
- 144) *En social och human historia* 2010, s.37-38 ; Wirén 1911, s.7-12. 特に「避難所」の行った仮釈放者の個人調査・保護観察については、Salomon 1917; Sakkunniga 1917, s.150-158を参照。

145) *En social och human historia* 2010, s.165.

146) Hirsch 1911, s.82-83.

147) 圧力団体としての救貧連盟の活動については, Lundquist 1997, kap.6, 7, 8を参照.

参 照 文 献

文書館史料)

Svenska fattigvårdsförbundets (Svenska socialvårdsförbundets) arkiv: Riksarkivet

A: Protokoll

A1a Styrelsens protokoll [Styrelse] (以下, 引用の際の略号は [] で表す)

A2a Arbetsutskottets protokoll [AU]

A2b Barnavårdsutskottets protokoll [BU]

A4a Ordinariemötets protokoll [OM]

B: Konzept

B1:2 Årsberättelser [ÅB]

F: Ämnesordnade handlingar

F1:a Dossieserie rörande kommunal fattigvård i landskommuner

F1:b Dossieserie rörande kommunal fattigvård i köpingar

F2 Utredningar

Föreningen Barn och Hem i Stockholms arkiv: Stockholms stadsarkiv

Svenska fattigvårdsförbundets barnavårdsbyrå i Stockholm, *Berättelse över verksamheten* [Barnavårdsbyrå/Berättelse]

同時代文献)

救貧連盟発行文献

[Kongressen] *Berättelse öfver förhandlingarna vid kongressen för fattigvård och folkförsäkring i Stockholm den 4,5 och 6 oktober 1906. Enligt uppdrag utgifven af Erik Palmstierna*, Stockholm 1906.

[Förhandlingar] *Förhandlingar vid Svenska fattigvårdsförbundets första barnavårdsmöte i Stockholm. Den 28-31 mars 1911. Utgivna av Svenska fattigvårdsförbundet genom Fredrik Sebart*, Stockholm 1911.

Hirsch, Axel, *Förhandlingarna vid fattigvårdsmötet för Skåne. I Malmö d.24, 25 och 26 nov. 1910*, Stockholm 1911.

Linders, Jacob, *Lag om fattigvården den 14 juni 1918 och andra författningar, som beröra fattigvårdsstyrelsernas verksamhet med förklaringar, hänvisningar och sakregister*, Stockholm 1918.

Montelius, Agda, *Hjälpare. Råd och anvisningar för fattigvårdsintresserade*, Stockholm 1912.

Svenska fattigvårdsförbundet. En kort illustrerad redgörelse för förbundets utveckling och verksamhet, Stockholm 1913.

Swedish poor law and charities. A publication dedicated to the international congress on poor law relief and charity to be held at Copenhagen, Stockholm 1910.

雑誌

Social tidskrift

[SFFT] *Svenska fattigvårdsförbundets tidskrift*

Tidskrift för barnavård och ungdomsskydd

Vårdarebladet

その他

Bäckström, Olof, *Fattiggårderna på landet*, Stockholm 1907.

FVOs Handbok för fattigvårdsintresserade, Stockholm 1911.

Hirsch, Axel, "Svenska fattigvårdsförbunds- och barnvårdsförbundet 1906-1931" i; *Tidskrift för fattigvård och annan hjälpsamhet* 1931:5.

[Meddelanden] *Meddelanden från Kungl.Socialdepartementets byrå för fattigvårds- och barnvårdsärenden*, nr.21, Stockholm 1926.

Sakkunniga för utredning av vissa till strafflagstiftningen hörande frågor III. Förslag till lag angående villkorligt straffdom och lag om ändrad lydelse av 1, 6, 7 och 8 §§ i lagen den 22 juni 1906 angående villkorligt frigivning mm., Stockholm 1917,

Salomon, Harald, "Redgörelse för villkorligt dömda som varit föremål för behandling av föreningen Skyddsvärnets centralbyrå i Stockholm under tiden okt.1910-1915", i: *Bilaga till betänkande med förslag till lag angående villkorligt straffdom mm.*, Stockholm 1917.

Stenkula, A.O., *Om fattigvård. Studier och reformförslag*, Malmö 1902.

[Barnvårdsbyrå/Berättelse 1907-1917] Svenska fattigvårdsförbundets barnvårdsbyrå i Stockholm, *Berättelse över verksamheten 1907-1917*, Stockholm 1918.

Tiselius, Ellen, "Barnvårdsbyrån i Stockholm 1908-1944", i: *Tidskrift för Barnavård och Ungdomsskydd* 1945:4.

Wirén, August, *Skyddsvärnet. Några upplysningar och önskemål*, Stockholm 1911.

法令)

[SFS] Svenska författningssamling

仮釈放法 : Lag angående villkorlig frigivning; gifven Stockholms slott den 22 juni 1906, i: *Svenska författningssamling* 1906:51.

執行猶予法 : Lag angående villkorlig straffdom; gifven Stockholms slott den 22 juni 1906, i: *Svenska författningssamling* 1906:51.

二次文献)

Bagge, Gästa, *Wages in Sweden 1860-1930, Part One*, Stockholm 1933.

Carlson, Benny, *Den sociala ingenjörskonstens rörelser. Om Hoover, Hesselgren och hundra års händelser*, Lund 2007.

En social och human historia. Skyddsvärnet 100 år. 1910-2010, Stockholm 2010.

Lindblad, Hans, "Ernst Beckman och socialliberalismen", i; Holmberg,Hålan red., *Liberala pionjärer*, Uppsala 2002.

Lindblad, Linnea, "Kerstin Hesselgren- nästan alltid först", i: Holmberg,Håkan red., *Liberala pionjärer*, Uppsala 2002.

Lundquist, Lennart, *Fattigvårdsfolket. Ett nätverk i den sociala frågan 1900-1920*, Lund 1997.

Pettersson, Ulla, *Socialt arbete, politik och professionalisering. Den historiska utvecklingen i USA och Sverige*, Stockholm 2001.

Svennilson, Ingvar, *Wages in Sweden 1860-1930, Part Two*, Stockholm 1935.

Wästberg, Per, *Axel Hirsh. Folkbildare och filantrop*, Stockholm 2002.

本稿は、平成26-28年度科学研究費補助金(基盤研究(C)課題番号26380420)に基づく研究成果の一部である。

[東京大学大学院経済学研究科准教授]